

平成29年第1回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成29年 3月 7日
本日の会議 平成29年 3月 9日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

5番 饗庭 敦子 議員

6番 安藤 克彦 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時06分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

今日は5人の議員の方に登壇していただきます。

それでは、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。通告順6、浦川圭一議員の①本町内に存する長崎市道の取り扱いについて、②過去の一般質問における答弁のその後の経過についての質問を同時に許します。

1番、浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

おはようございます。早速、質問をさせていただきます。まず大きい1点目、①本町内に存する長崎市道の取り扱いについて。連携中枢都市圏における長崎市と長与町の取組と市町の役割としてという町よりいただいている資料で、3番として圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組としての中の（2）で、結びつきやネットワークの強化にかかる政策分野の中の道路交通分野で、取組内容として関係機関と連携し高規格道路をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組み、圏域内の交通の円滑化を図ると示されており、市町の役割として中枢都市、これは長崎市ですけれども、連携町長与町同様に関係機関と連携し、広域幹線道路網の整備促進に取り組みとの記述がなされております。このことを念頭に質問いたします。（1）本町の行政区域内に存在する長崎市道の路線はいくつあるかお伺いいたします。（2）基本的には道路設置者である長崎市が道路の維持管理、改良等の管理責任者となると思うがどう考えておられるかお伺いいたします。（3）現在、本町内には18路線の都市計画道路が決定されており、未着手路線が2路線あると総合計画に記載をされております。うち1路線が長崎市道住吉町高田郷線であると理解しておりますが、その路線について、現在、本町により都市計画決定がなされている状況であります。その経緯と今後の整備計画について、どちらの負担でどのように取り組むのか質問いたします。

大きい2番目、②です。過去の一般質問における答弁のその後の経過についてでございます。1点目（1）非強制徴収債権の滞納債権について、どのように対応していくかとの質問に対して、議会の委任による専決処分の指定議決を得るということで、条例などの見直しについてもお願いをし債権回収の円滑化に努めるということでありましたが、その現状をお伺いいたします。（2）長与川の浚渫要望の質問に対し、昨年3月議会において、現状把握の測量を行いその後対応を検討するとの回答を県より受けているとのことで、それとあわせて町の見解だと思うんですが、恐らく多くの土砂が溜まっているので測量の結果で10月以降の発注になると思うとの答弁を受けていたが、この工事に至らなかった経緯をお伺いいたします。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは今日最初のご質問者であります浦川議員のご質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の本町に長崎市道の路線はいくつあるかというご質問でございます。本町の行政区域内に存在いたします長崎市道の路線については18路線でございます。

次に2点目の道路設置者が維持管理、改良等の管理責任者となると思うがどう考えるかの質問でございますけれども、これは議員が今ご指摘をされたとおりの管理者が維持管理、改良等を行うと考えております。

次に3点目のご質問でございます。都市計画道路長崎市道住吉町高田郷線の都市計画決定の経緯についてでございますけれども、長崎市住吉町、花丘町、泉1丁目及び2丁目の各一部、おおよそ11.9ヘクタールにおきまして国の交付金事業でありますところの住宅市街地総合整備事業を活用した、泉・住吉地区住宅市街地総合整備事業の実施と決まりました。それと併せまして長崎市泉・住吉地区と長与町高田郷地区を連結する本路線を拡幅整備することによりまして道路交通の円滑化、歩行者の安全性の確保及び住環境の保全を図ることを目的として都市計画決定されたものでございます。本道路の都市計画決定につきましては、行政区域ごとに各市町が都市計画決定を行うことと協議を行った上で、町内にある長崎市道におきましても長与町が都市計画決定を行ったものでございます。この路線の総延長は約1,290メートルで、長与町が都市計画決定を行いました延長は330メートルでございます。この路線の都市計画決定に際しまして、平成8年から平成9年にかけての長崎市と協議を行った記録もございます。その内容は、道路のネットワークとして全線を都市計画決定するというものでありまして、長与町が都市計画決定した区間をどちらが事業を行うかや費用の負担につきましては明確にはなっておりません。この路線は、泉・住吉地区住宅市街地総合整備事業に関連をいたしまして都市計画決定したものでございます。現道は長崎市の市道であり、また水源地側を拡幅する計画となっていることから、整備につきましては長崎市が実施するものと考えておりますけれども、具体的な実施時期などの整備計画については今のところ伺っていないところでございます。

次に2番目1点目の非強制徴収債権の滞納債権の対応についてのご質問でございます。公営住宅の明け渡しなどの非強制徴収債権を回収するための強制執行を行うような訴えの提起には議会の議決が必要とされているところでございます。しかしながら、その訴訟の対象物の価額が低く、また、明け渡しを求める理由も賃料の不払い等に限られるため、これを訴え、提起のたびごとに議会に議案として提出して議決を得る必要性は乏しいと考えられるところでございます。また、必ず定例会に議案として提出し、議決をいただくとなりますと、訴えの提起の時期が限られてしまうという制約も伴ってまいります。このような事項につきましては、強制執行等の手続の事務の効率化、迅速化を図る上でも地方自治法180条の議会の委任に基づく専決処分とさせていただきたく、また、あわせまして関係する他の件のお願いもございまして、議会の方にご相談をさせてい

ただきたいと考えておるところであります。

続きまして、2点目の長与川の浚渫についてのご質問でございます。ご指摘のとおり、長崎振興局におきまして現状の測量を行っていただきました結果、土砂により河川計画断面が阻害されていないとのことでありまして、現時点で浚渫を行う必要はないと判断し、報告を受けております。今後も土砂堆積の状況を観察し、必要があればその都度県へ要望して参りたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは、再質問をさせていただきます。まずこの連携中枢都市圏としての、これにちょっと絡めて質問させていただきましたのは、圏域全体、この長崎市、長与町の生活関連機能サービスの向上としての取組として、広域幹線道路網の整備促進をやっていくということが書いてあったものですから、当然、そこも重要であるということは理解をするんですが、広域幹線道路網というのが私の認識の中では西彼杵道路とか時津町に今設置、事業が展開されているこういう大きな道路を指しているのかなということを感じております。そういう道路の整備というのも当然206号の渋滞緩和になるということ、長与町にもゆくゆくは恩恵を受けるということ、理解をしておりますけども、まずは本町と長崎市の行き来、何本かあるわけですね。いろいろ県道を介して行き来をするとか市道を介してとか、そういった身近な道路の適切な管理または整備に取り組むことが重要であると考えて質問をさせていただいております。まずこの1点目で18路線あるということで、この維持管理については確認ですけども全て長崎市が行っておられるのか、長与町の負担なくして行ってるのかということで質問します。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。議員ご指摘のとおり長崎市道につきましては、長崎市の方で維持管理をさせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

わかりました。それで答弁の中で道路管理者が維持管理、改良は行うということでございますけども、そうすると3番目の本町が長崎市道、この都市計画を行ったという手続きがどうも私は理解をできないでおります。そこでまずこの道路に限って、道路の都市計画決定をすることの意義と申しますか、目的と申しますか。一般論で結構ですので、ちょっと簡単に説明していただければよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

道路の都市計画決定をする意義といいますのは、あらかじめ住民の皆さんに道路の区域を示すことによりまして都市の将来の姿を示すとともに、合わせて都市計画決定によりまして、その土地、計画決定された土地につきましては制限がかかってくるような形になります。例えば都市計画決定がなされますと木造2階建てまでは建築は可能ですが、例えば高い建物とかそうなるとう建築が難しくなるとそういう事情がございますので、土地の将来の姿を示すとともに、道路を将来作るにあたって支障とならないような制限をかけていくというそういう2つの効果がございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今の説明で理解をするんですけども、制限をかけることが目的じゃなくて、私の考えでは都市計画決定をするということは、将来的に事業認可をとって補助事業で対応していくということで、ここにその道路を作りますよという意思表示、この事業を確実にやっていきますよという告示みたいなものと私は理解しております。その上で先ほど部長がおっしゃった制限とかが発生してきますよという話だと思うんですけども、そういうふう理解をしたらんですけども、それでよろしいですかね。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

お答えします。都市計画決定をするということは、当然将来整備を行うという意思の下で決定されるものと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

先ほどの町長の答弁の中で、本町が決定した区間について事業をどちらを実施するか、費用の負担をどうするかということについては決まっていなくて、ただ、そのときの話し合いで長与町の中にある部分については長与町で都市計画をしましょうということで決定をしたということでございます。あわせて現道が長崎市道であるということで、水源側を拡幅するというそういう計画になっているので長崎市が実施をするということで考えているということでございますが、当然そうだと私も思うんですね。ただ、平成9年に都市計画決定をして、もう20年、約20年ほど長与町の中では、この事業一切やる気はないみたいな感じなんですよね。当然、今の答弁にも表れているんですけども、そういった中で長崎市が果たしてやる気が。まず長与町が都市計画を決定をした道路について、道路管理者の長崎市道が事業認可をとって事業実施ができるのか。そこが可能

であるかどうか。そこをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今のご質問にお答えいたします。ちょっと長くなるかと思いますが、ご勘弁を。そもそもの発端の方からお話をもう一度させていただきます。泉・住吉地区の再開発が立ち上がったときに、その脇に長崎市の道路が、細い道がありました。これもあわせて長崎市の方は道路の改良をしたい。そこで途中で止まる都市計画道路ではなくて、その先まで行って水源地まで渡って、蓬来橋のところまで行って都市計画道路として合わせて整備をしたい。そのときに問題になったのが長与と長崎市の境界がございまして。その当時は、都市計画決定するのは別に構わないんですけども、その市町村決定という形になりますので、長与町の区間は長与町で都市計画決定、長崎市までの間は長崎市の方が都市計画決定という形で、その当時協議が進められております。實際上どちらがするか、工事をどちらがするか。当然長崎市のほうは長崎市がするわけです。長与町が都市計画決定をしたとしても現道は長崎市道でございまして。拡幅する区間も長崎市でございまして。そこで長崎市道を長与町がするという話もまだ決まっていなくて。そこは長与町が都市計画決定をしても長崎市が実際上の工事の事業主として行うことは可能だという話。要は長与町が都市計画決定してても、その元は長崎市の道路なんです。拡幅するところも長崎市の水源地なんです。その時に実際上そこを施工するときは、もう一度そこを話しましょうという形で協議は終わってるんですけども、実際上は先ほどから言いますとおり町道は長与町がします。市道は長崎市が維持補修、改良をしなくてはいけないという回答の下でいっても、どうしてもそこは長崎市が施工するべきではないかという回答でございまして。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

だからそこに長与町が都市計画決定手続をしているわけですね。都市計画決定の手続をして、その後には事業認可をとって、それから事業を実施していく。これが一連セットですよ。一連の流れの中で長与町が都市計画決定をして事業認可から長崎市が入れるんですかという話ですよ。だから事業認可を長崎市がとれるんですかということですね。長崎市がだから事業をできるんですかという、聞いてるのはそういうことです。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

お答えします。一般的な事業の流れとしまして、都市計画事業として道路整備をするのであれば、議員おっしゃいますように都市計画事業認可を取得しまして事業を行いま

す。それ以外にも都市計画決定をした道路、道路に関して言いますと他に道路事業で行ったり、他の事業で行う場合もございませぬけれども、必ずしも都市計画事業で行う必要はございませぬ。町内の事業、長与町決定の道路について他自治体が事業認可を取得できるかというお話なんですけれども、都市計画決定と事業認可というのは直接、事業主体と決定権者という形で違いますけれどもリンクはしておりませぬので、町内の長崎市道であれば長崎市が事業認可を取得して事業することも可能と考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

先ほどこちよつと言いかけたんですが、平成9年に都市計画決定をして20年近く経ってるんですが、現状見てみますと長与町は恐らくもう今の答弁とか考え方からお聞きをしますと長与町が負担して作る、整備をするというつもりはない。できないという感覚だと思ってるんですけども、現状長崎市の電車通りから上ってくるときれいに両側に歩道がついた道路で拡幅をされて、整備がされて、泉町のちょうど上りきった、そこが町境になるのかどうかは私確認はしてないんです。そこでもうびたっと止まっているんですね、でき上がりの形態が。それが長与町側が一切できてないんで、これがやっぱり何でかなと思うわけですね。だから恐らく当初、協議をしたときに平成8年、9年に協議をしたときに、先ほど答弁の中でもどちらが実施をするとか、いろいろな負担をどちらがするとか決まらなかったという、ここら辺がやっぱり万全ではなかったんじゃないかなと思うわけですね。だから長与町は基本的な考えからして道路管理者である長崎市がすべきだと考えて、長崎市は逆に長与町が都市計画決定をされてるんでですね、なかなか事業を実施するということができないということで、お互いがそういう考えでなかなか進まない状況になっているんじゃないかなということで私は心配をしております。そういうことで、ここはまたこの連携中枢都市圏でのいろんな小さい道路の協議も始まるそうなんです、そういった中で改めて、この道路については都市計画の話ですから長崎県も恐らく当時入っているはずですので、県の同意もあってるはずですので、県と長崎市と長与町で改めてきちんと協議をして、この後どうするのか。そういうのをまとめた方が後々の職員の皆さんもよろしいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今言われたとおり、後のことはまだよくわからない状況で、その当時の話としてもその当時からの道路、長与町の部区間に関してはという文言でずっと協議をされてるみたいです。そのときからそこを工事をするとき、しようとするときに改めて協議をしましょうねという話が残ってるんです。しかも、その土地は全て拡幅する区間は長崎市なんですよ、土地が。水源地の中を埋め立ててとするとところも長崎市なんです。長与町

からわざわざアクションを先にかけるということではなくて、實際上、今議員言われているとおり泉町の頂上付近までもう長崎市は拡幅してます。それからあと何十メートルか行ったところまでが町と市の境なんです。今から下っていくよという右側はちょうど斜面になって、かなり擁壁で立ち上げていかないと多分できないんだろうと思います。だから長崎市は今そこで止まっている状況ではないかなと、工事が止まっている状況はですね。都市計画決定しているところも民地は入ってないんで、そのまま都市計画決定のまま残してる状態、どこにも建築制限とかかかってないんです。だから20年もいくらかも残っているのはそういった理由だろうと思います。ここに民地が入っていれば、当然何らかのアクションをして工事に入っていつているのかもしれないんですけども、そこは全然入ってないのでそのまま残してると。将来というのも当然、今後、協議の中には長崎市と打ち合わせをしていかななくてはいけないだろうと思いますけれども、今の現在は平成9年のときの協議のまま、今後検討するのままで残してる状況で別に構わないのかなと思います。どうしても泉町線がかなり車の往来が多くてということであれば、長崎市の方がうちの方に話に来られるのではないかな。そのときにまた費用の負担とか事業主をどちらにするかという話は、そのときにされても構わないかなと思います。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

そういう考えでおられればそれでいいのかもしれませんが、実際できてない部分が、ほとんどが長与町内であって、実際、あそこは改良の要望とか長与町民から出てないですか。ちょっと確認できますか。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

ちょっと話は伺ったことはないです。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

わかりました。答弁は求めませんが、高田南がだんだんきれいにできてくればあその部分だけちょっと残るわけですね。だからこの際、ちょっと話を進めてもらって長崎市にどんとしていただければ、こんないいことはないのかなと思って、わざわざ質問をさせていただいております。そういうことでございます。この件は終わります。

次に2番目の滞納債権の対応についてということで、去年の6月議会で答弁いただいたんですが、今回、答弁もほとんど内容は重複する部分が多く、ほとんど同じような内容だったんですが、要は強制執行の手續の効率化、迅速化をさせる上で、議会の委任に基づく専決処分とするために議会にまずは相談をすると、こういうふうに言っておられ

たにも関わらず何の動きもなかったのかなと私が感じたものですから、改めて質問をさせていただきます。先ほどの答弁でもこの債権徴収の強化に努めていくという考えは変わってないようですので、是非内容を例えば金額をいくらまでとか、どういう債権についてとか内容を早くまとめられて、議会に相談を改めてなんですがしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。いかがですか。

○議長（内村博法議員）

総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

昨年6月の議員の質問を受けまして、早速7月に部長会議を開きまして、その中で町長の専決処分に関する軽微な事項の指定について各部の意向を取りまとめるように、そのときに指示を出しております。その後、現在の条例の内容についての検討あるいは和解損害賠償、そういったのも含めて変更が必要なもの、新たにお願いをすべきもの等々調査を行い、そしてまた各市町の調査も行うようにして資料を出しまして、今資料もでき上がっているところでございます。今後、議会の方に協議をしていただくようお願いに上がりたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

ぜひやっていただきたいと思えます。ちょっと参考までに、通告はしておりませんが参考までになんですが、本議会において和解損害賠償の額を定めることについてという議案が提案をされておりますが、こういった事案にもこの議会の委任に基づく専決処分というのは、私は相当有効な手続だと、手法だと考えておりますので、是非合わせて検討されてはいかがと思っておりますので、是非考えていただきたいと思えます。これはもう答弁を求めませんので。

最後の長与川の浚渫について質問をさせていただきます。先ほど答弁で長崎振興局の見解として、測量の結果、土砂による河川断面の阻害はないというような見解を持っておられるということで、そうなる私ちょっと不思議に思うのが、今役場の前で施工しておりますこの橋の工事ですけども、これについては、橋の桁の1番低い部分が1センチたりとも河川の断面を侵すことはできませんよという、そういう指導の下で、現状が70センチほど上がって、今それに伴う前後の取引工事、嵩上げ工事がこれはもう大変周辺住民の方には迷惑をかけながらその中で協力をいただいて、町の方も大変ご苦労だと思っておりますけども、そういう状況で工事が進められているという状況があるわけですね、一方で。だから上の方は1センチたりとも河川断面を侵すことはできませんよというような考え方なんですよ、県の考え方というのは。これは安全性から考えると当たり前の考え方かなと思うんですけども、ただ、下からどんどん積み上がってくる土砂については、当然この河川断面を阻害していくわけですね。そこについては、現状で

は測量の結果、阻害がないと。この考え方が私はどうも理解できないんですけども、この見解について、町の方はどういうふうに考えておられますか。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。振興局の方からは河川計画断面積が阻害されてないということでございまして、一応そういうふうにお聞きをしております。今、どのぐらい阻害をしているんですかということで、河川の計画断面積に対する阻害率というのをお聞きをしましたところ、数%ということでお聞きをしております。この値が20を超えれば浚渫等を行わせていただくということで、その20%については県としての取り決めということでございまして条例等々はないということでございますが、取り決めということでお聞きをしているところでございます。それでなぜしないのかというのは、やはり県と振興局の方の見解でございますので、町の方からは、以前浚渫をしたのが平成13年ということでお聞きをしておりますので、もうだいぶん、15年ほど経ちます。何とか浚渫をということで現地も見ていただいて何とかお願いをしたいということでしたんですけども、結果的には阻害をされてないということで判断をされたということでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

その河川阻害率が数%ということで、ほとんど現状の河川の断面に影響がないという測量の結果であったということであれば、そこは理解をさせていただいて、私は非常に溜まっているように感じたもんですから質問をさせていただいたんですが、そういう測量の結果そういうことであるということであれば理解をいたします。質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時25分まで休憩いたします。

（休憩 10時08分～10時25分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を行います。

通告順7、山口憲一郎議員の①社会的弱者への支援についての質問を許します。

12番、山口憲一郎議員。

○12番（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。早速質問に入りたいと思います。今回は町の社会的弱者支援について質問をいたします。少子高齢化の急速な進展は日常の生活や災害において様々な支援を必要とする立場の人々を増加させる大きな要因となっております。また、交通事情の変化や頻発する自然災害時の障害者支援など、社会的に弱い状況にある方々

の支援の充実が強く望まれるところであります。住みたい・住み続けたい・住んで良かったと言われる自治体を目指す長与町にとって、弱い立場にある住民の方々に、さまざまな観点から手を差し伸べ、サービスの充実を図らなければなりません。特に、高齢化に起因する弱者対策は重要な課題であり、町の政策としてしっかりと対応すべき時期に来ていると思われまます。そこで、町の社会的な弱者支援について質問をいたします。1、災害弱者への支援はどのように行われているのか。2、買い物弱者への支援はどのように行われているのか。3、交通弱者にはどのように対応しているのか。4、高齢者のごみ回収支援について。5、高齢者の詐欺防止対策について。

以上、質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、山口議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず1点目のご質問でございます。災害弱者と言いますのは、自分の身に危険が迫った場合にそれを察知する能力、危険を知らせる情報を受け取る能力、そうした危険に対して適切な行動をとる能力の面でハンディキャップを持つ人々を指すわけでございますけれども、具体的には、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人などが当てはまるようでございます。現在は、台風などにより災害が発生する恐れがあるとして町内にはいくつかの避難所が開設された場合には、民生委員などをはじめとする地域の方々が、必要な方に避難の呼びかけなどを行っていただいております。現状でございます。災害対策基本法の規定に則りまして、このような災害弱者のうち特に避難の際に支援が必要な方につきましては、避難行動要支援者名簿に掲載することが市町村に義務付けられておるところでございます。今後は、その名簿掲載者のうち個人情報を提供することに同意をされた方々につきましては、自治会や自主防災組織、消防団や民生委員などの避難支援等関係者に名簿情報を提供いたしまして、情報を共有するとともに、一人一人の避難支援が迅速そしてまた適切に行えるよう、誰がどのような支援を行うかなどを具体的に記載をいたしました、個別計画の策定を行う予定となっております。

続きまして2点目のご質問でございますけれども、買い物弱者に対する支援策につきましてでございます。この内容は、家まで商品を届ける、近くにお店を作る、家から出かけやすくするといった主に3つの方策を経済産業省が示しておるところでございます。本町が平成26年度に実施をいたしました、まちづくり町民意識調査におきますところの生活環境の充実度につきましては、買い物は30歳代から40歳代にかけては比較的評価が高くございます。年齢が高くなるにつれ評価が低くなる傾向でございます。また、今後高齢化が進み、買い物困難者などの交通弱者が増加していくことに対しましては、コミュニティバスや乗合タクシーなどの新たな公共交通の導入が最も望まれているとの

結果が出ております。これまで本町では、買い物弱者対策といたしまして、商工会による買い物代行サービスを実施をしておりましたけれども、ニーズが少ないということで廃止されております。その後、大村湾漁協による移動販売が実施されましたけれども、これもまた平成26年12月になりまして休止という形になったわけでございます。現在では、長与・時津シルバー人材センターが実施する福祉、家事援助サービス事業による買い物代行、あるいはスーパーなどの民間事業者による宅配サービス、あるいは移動販売が行われているようでございます。この他に高齢者に対する買い物支援といたしまして、要介護・要支援の認定を受けられた方へのサービスや、町内の訪問介護事業所による家事援助サービスなどの取組が行われているようでございます。

また、本町における公共交通につきましては、比較的充実した環境にあることが国の指標に示されておりますけれども、意識調査では生活環境の充実度は公共交通が長与町では最も低いという結果が出ております。現在、主にバス路線の実態を把握をしますとともに課題を選び出しまして、その改善策についても検討をしておるところでございます。主な課題といたしまして、榎の鼻土地区画整理事業によります新市街地形成への対応がございますけれども、これにつきましては現在バス事業者において西高田線の供用開始にあわせた路線体系の見直し、こういったものをご検討いただいております。また、急傾斜かつ狭隘な道路で形成された団地の高齢化への対応といたしまして、買い物や通院などの外出を支援するために乗合タクシーの導入を現在検討をしております。今後、地域の方々との意見交換を通しまして、具体的なルート、ダイヤなどを設定をいたしまして、地域公共交通会議を経たうえで、試験運行を実施をしていきたいと考えております。その他、町内移動の利便性を高めるために、町内循環線の導入につきましてバス事業者と協議するなど、便利で機能的な公共交通体系の構築に向けまして引き続き取り組んでまいりたいとそのように考えております。

次に3点目の交通弱者への対応の質問でございます。この自動車中心の社会におきまして、交通弱者といわれる一部の高齢者や障害者などは、日頃の移動を公共交通機関に頼らざるを得ない状況にあるとそのように認識しております。こうした方々の移動を支援するために、先ほど買い物弱者への支援について申し上げました公共交通の改善に取り組んでまいりたいとそのように考えております。障害者につきましては、事業者の協力によるバス、JRなどの公共交通機関の運賃や有料道路利用料の割引制度などがございます。本町におきましても、独自事業としてタクシー料金の一部を補助する福祉タクシー制度や知的障害者、精神障害者交通費助成制度を設けるなど、交通費に対する助成を行っておるところであります。さらに、福祉サービスの1つに移動支援事業があり、外出するときの移動の支援を行うなど、外出や社会参加の促進を図っております。

続きまして4点目の高齢者のごみ回収支援についての御質問でございます。今後の高齢者の増加、多様な生活状況に対応をするために、高齢者等支援事業の対象者の範囲、こういったものを広げ、幅広い運用方をできないか研究をしておるところであります。

具体的には、対象者の範囲を身体機能の低下等により実際にごみ出しが困難な方などに対してのサービスを広げる取組や、自治会での見守り活動を含めたごみ出しサポート活動などに対しまして、町としてご支援ができないかなど、そういった研究を進めておるところであります。来年度に予定しております、粗大ごみの戸別有料収集と合わせまして、高齢者等のごみ出し支援事業につきましても、対象者の要件を広げたサービスの提供を実施をしてみたいと考えております。

次に5点目の高齢者の詐欺防止対策についてのご質問でございますけれども、長崎県内におきまして警察に被害届があった振り込め詐欺などの特殊詐欺は、平成28年度は被害者数96件、被害総額はおよそ1億3,000万円に上っておりまして、被害者の年齢別では65歳以上がおよそ73%となっております。また、時津警察署管内では被害件数2件で、被害者の年齢別では70歳代と80歳代の男女各1名と報告を受けております。高齢者が安全で安心して暮らせる地域社会づくりの活動の推進を図るため、本町では平成28年9月1日に長与町高齢社会総合対策ネットワークに関する協定、こういったものを時津警察署と締結をしたところでございます。この協定内容の1つといたしまして、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺等の犯罪被害防止がございます。このことは、相談窓口や関係機関団体との連携により得られた情報につきまして、業務に支障のない範囲で、安全、安心に資する情報といたしまして相互に提供を行い、これまでに以上に情報伝達が迅速に行われ、一層の高齢者詐欺防止対策の充実を図るものでございます。また、危機管理専門員を配置し役場窓口で相談対応を行っております。内容といたしましては、平成29年2月末で消費生活相談件数は86件で、そのうちに特殊詐欺に関する相談は10件ほどありましたが、架空請求の相談につきましては未払いであったため被害の発生はありませんでした。なお、民生委員児童委員、老人会連合会などへ出張講話を行いながら、被害防止活動の推進を図ります。今後も警察や防犯協会をはじめ、自治会や地区コミュニティなどの関係機関、団体と連携をいたしまして、町民意識の高揚のための啓発活動、情報提供、知識の普及により、町民の安全と安心を確保するための必要な施策を順次実施をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

今、回答をいただきましたけれども、結構、いろいろな点で回答も多分にさせていただいて、質問をどこにしようか迷っておるところでございますけれども、若干こう重なるところもあると思いますけれども、再度質問させていただきたいと思います。最初の災害弱者への支援については、これまでも同僚議員が何回となくしてまいっておるわけですが、あえて質問させていただきます。これも答えは先ほども出てきておりますけど、答えは多分同じ答えになるかと思っておりますけれども、また、させていただきたいと思

います。町の防災計画の中で「災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、観光客、外国人等の要配慮者が犠牲になる場合が多く、そのうち自力避難が困難で特に支援を必要とする避難行動要支援者の支援体制づくりは重要な課題となっている。」と記されておるわけでございますけども、具体的にはどのような施策をとっておられるのかお伺いいたします。先ほども少し出しましたが、よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

現在、避難行動要支援者名簿というものを作成をしております。災害弱者というのは、先ほど町長の答弁にありましたように、いろいろあるんですけども、この名簿に載せている方は要介護認定が3以上、それから身体障害者手帳1、2級を持ってらっしゃる方、そして精神障害者福祉手帳の1、2級の方、療育手帳A1、A2の方、それから民生委員が見守り等を行っているひとり暮らしの高齢者などということで、若干限定をした形で名簿に登載をさせていただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

名簿等を作成しながらやっているということでございますけども、若干聞きそらしたと思うんですけども、実際の災害時には、避難行動要支援者に対してどのような支援行動が、先ほどちょっと出たのかなと思うんですけど、誰がどのような形で対応していくのか質問いたします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

支援をする方というのは、防災計画の方にも記載をさせていただいているんですが、自治会、消防、警察、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などというところで、そういう方々に情報提供していいという同意をいただいた方の名簿を提供するということになっています。それは関係する方の名簿だけということになります。それを提供することになるんですけども、その後としましては、内閣府の方で今度避難行動を支援する取組指針というのが出ておりますので、それに基づきまして長与町の方でも避難行動要支援者避難支援プラン全体計画というものを策定する予定にしております。計画を避難支援者にお示しすることで、的確な避難の支援をしていただきたいということを考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

防災計画の体制づくりはよくわかりましたけども、第9次総合計画の中でも謳われておるんですけども、避難行動要支援者対策の強化が示されていますが、具体的にはどのような強化策を計画しているのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

強化ということになります。それぞれ、要支援者の方は同じ障害手帳1級2級ということでも、それぞれ障害の度合いとか、どこが障害なのかという形で異なっておりますので、その一人一人に合った支援の仕方という形での個別計画を作っていかなければいけなくなります。それがまず強化策ということになります。そして今、29年度の予算の方でお願いをしているんですけども、避難行動要支援者管理のためのシステム、地図等いろいろ必要になってまいりますので、システムがどうしても必要になってまいりますので、そのシステムを活用しながら個別計画を作っていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしく強化をお願いしたいと思います。次に、住民への周知と啓発活動についてでございますけども、災害時の避難行動要支援者への対応については、町の皆さんは十分に知っておられるのか、防災計画や総合計画には記載をされておりますが、実際に行動する住民への周知や啓発活動が事前の準備として重要と思うんですけども、町の考えをお聞かせいただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

まず支援をしてもらう方への周知という形になる、まずそれが1番かと思うんですけども、その方々についてはまず名簿に登載させていただきましたということで、ご本人様、ご家族の方に通知を差し上げるという形をとらせていただいております。その方々には必ず情報提供してよいか、それとも提供してほしくないかという意思表示という形での回答をいただくようになっておりますので、その回答がいただけなかった方に関しては内容が確認できてないのかなということもありますので、直接お伺いするなりお電話なりで内容の確認等をさせていただくという形での周知を図っていきたく思います。それから、逆に今度は支援を行っていただく方につきましては、やはり自治会をはじめとするご近所の方が1番になるかと思えます。支援のやり方とかその方法等につきましても、自治会等、また自主防災組織などいろいろな場面で説明等をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

なかなか周知はしたつもりでも浸透しない場合もありますので、よろしくお願いをしたいと思います。それから自主防災組織の支援対策として、災害時に身近な助け合い組織として自治会が大きな役割を果たすと言われておりますが、自治会の自主防災組織での避難行動要支援者への対応については、行政としてしっかりと指導すべきではないかと思うんですけども、自主防災組織での避難行動要支援者支援について町はどのような施策を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、長与町には自主防災組織がございまして連絡協議会がございまして、自主防災組織は43組織ございまして、全体を把握することで連絡協議会というのがございまして、先ほどご質問にありましたように連絡協議会の中におきましては、避難訓練の充実、またその自主防災組織の連絡調整等を行政の方でやっていくということと、先ほどちょっと言いました防災研修に関することとか、また訓練に関することは、そこの充実を図っていくということで考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしくお願いをいたします。それから、頻発する災害に対応する災害弱者対策として様々な対応が試みられておるわけでございますけれども、これは提案となると思いますけれども、例えば埼玉県越谷市では「障がい者災害時支援バンダナ」、はちまきをするらしいですけど、それを作成し災害時に障害者が使用することにより、避難するために支援や避難してからの支援を受けやすくしているそうでございます。要するに、耳が聞こえません。目が不自由です。体が不自由です。避難に支援が必要です。この4種類のメッセージが書かれて、いずれかが見えるように着用することで、周囲の人がどのように配慮すればよいかわかるようにしているそうでございますけれども、町でも考えてみてはどうかなと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

議員が言われているバンダナというのは、要支援者が自分の状態を周りの人に知らせるという非常に有効な手段と考えます。また、それ以外でも、例えば言葉で会話できな

くても指で示せば意思疎通ができるような指差しボードとか、いろいろなものが避難所で有効であるという情報をいろんな所からいただいております。そのバンダナも含めた形で、その避難所に必要なものということを今後、自主防災組織等も含めた形で協議をさせていただければなと思っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

今の提案は是非しろということではございませんけども、要は災害弱者支援としていろいろな観点から支援すべきではないかと思うんです。支援の輪を一步進めるべきと考えておりますけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

是非有効なものは取り入れていきたいと思っておりますので、検討していきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしく願いいたします。それから次に、福祉避難所についてお伺いをいたします。ちょっと新聞の面から拾ってきたんですけども、高齢者や障害者、妊産婦など災害時に一般の避難所で生活するのが難しい人たちを対象に福祉避難所の指定が義務づけられておりますが、町の実態はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

福祉避難所につきましては現在2か所の老人福祉施設と協定を結ばせていただいております。福祉避難所の要件としては、建物自体が耐震化などで安全性が確保されていることとか、それから施設内が原則バリアフリーであるとか、それから要支援者を受け入れるスペースがあるとかいう、そういう要件が必要となってきました。ですから今後もそのような要件に合致した施設等にご協力をお願いしていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

いろいろな条件がありますけども、ぜひ広げていただければと思っております。それから、町に在住の外国人がいるわけですけども、その支援についてお伺いをいたします。町の外国人は180名程度と言われておりますが、広報ながよでも紹介されて

いるように様々なところで活躍をされております。不慣れな土地での災害時には町の手助けが必要と思われましても、行政の支援についてはどのように行っておるのか、お聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

今回の支援者名簿の中には外国人というのは登載をしておりますけれども、外国人の方が転入をされてきた時に、長与町のガイドマップのようなものを差し上げてるところをやっています。そのガイドマップを確認したところ、避難所という明記がちょっとなかったものですから、今後、外国語版のマップ等改定する時には、ぜひ避難所というところの明記もしていただくということをお願いしていきたいと思っております。それから避難の仕方という形での外国語の部分については、長崎の国際交流協会が発行しているパンフレット等もお渡しをしているということを知っておりますので、何かあったときにはここに連絡するようという形での情報提供は行っていると聞いております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

町の災害弱者については、これまで発生した災害を参考にしながら前広な支援策を計画したいと思っております。また、災害時にはご近所の住民の相互支援が最も有効かとも思っておりますので、日常的な啓発活動もよろしく願いをいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次に買い物弱者でございますけれども、今後ますます高齢化が進んでいき、介護を必要とする対象者が増加していくことは明らかであります。老人が老人を介護する老老介護が現実なものとなっております。そのような状況の中で、長与町における買い物弱者の実態について町はどのように捉えているのかお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

高齢化が進んでいるということで、やはり買い物に不自由している方というのは、やはり議員おっしゃるように増えてくるものと思います。町長の答弁にもありました町民のアンケートというところで、60代以上の方が買い物を充足しているかという率を計算してみますと、充足していないが全体では10.2%なんですけど高齢者になると10.9%という形で、やはり高齢者の方の買い物に対する不満があるということで、こちらも把握はいたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

わかりました。次に地域の実状に合わせた支援が必要と私は思うんですけども、当然ながら長与町全体の支援策として捉える必要はありますけども、一方では町の地域の実情に合わせた支援も考えていくべきじゃないかと思います。町全体の画一的な対応でなく、高齢化が進んでいる地域の状況や道路交通の便が悪いところなどです。実態に合わせた施策を検討すべきではないかと思います。例えば高齢化率の高いニュータウンや百合野などについては、地域に合わせた支援を行う考えはないか、お聞きをいたします。ちなみに、高齢化率の高いニュータウン西は43.1%、百合野第2は41.8%となっております。逆に低いところは今新しい団地の北陽台が1.8%、緑が丘が4.5%となっておりますけども、この差があるわけですので、今、質問しましたように高いところの支援も大事なかなと思いますので、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

買い物弱者の支援といたしましては公共交通の改善に向けた取組も、その1つになり得るんじゃないかなと考えております。もちろん買い物弱者の全ての方をカバーするというはできるものでもございませんし、それに限ったものでもないということはお案内のとおりでございます。本町の公共交通は比較的充実した環境にありまして、高齢化率が高い地域でも一定充足してるところもあるようでございます。一方でご指摘のとおり、道路ですとか交通の便が悪いというところ、特に急傾斜ですごく道が狭くて、高齢者の方々が運転するにも離合が不便だというような地域、かつ高齢化が進んでるような地域については、その実態を踏まえまして新たな公共交通として乗り合いタクシーの導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

経済産業省でも買い物弱者は高齢者を中心に全国で600万人いると推計されております。さらに買い物弱者のことを買い物難民とも呼んでいるわけですが、長与町としてももう少し本腰を入れて支援する必要があると思うんですけど、もうちょっと目に見える施策が必要と思うんですけども、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

買い物支援につきましては、民間事業者による宅配サービスですとか、あと家事支援サービスというのが提供されておまして、一定ご利用されてる方々もいらっしゃるよ

うでございます。これとは別に、先ほど申し上げたような公共交通の改善というものも支援策の1つになりうるものというふうに考えております。町全体といたしましても、また、先ほど申し上げた地域の実情に応じた改善につきましても、いずれも関係機関との調整もありますので、一朝一夕というわけにはいかないと思っておりますけれども、実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

わかりました。それから、経済産業省による買い物弱者への取組として、買い物弱者を応援する3つの方法ということで、先ほど答弁にありましたが、ちょっと提案的にこの2の部分で移動の手段を提供するというので、提案になりますけれども高齢者に対しては介護タクシーは既に進められておりますが、この高齢者タクシーもいろいろな手続きがあって今の質問している趣旨とちょっとかけ離れるかもしれませんが、買い物タクシーなども1つの方法として考えてみてはどうかと思います。これはタクシー会社の範疇ですので簡単にはいかないと思っておりますけれども、行政としても支援策として行政が指導をする手もあるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

買い物タクシー、タクシーは買い物に使える買い物タクシーになるのかなと思うんですが、やはりタクシーは利用料金が高いという形になりますので、なかなか利用が難しいという高齢者もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。1つの案とかいうのも変なんですけれども、例えば、お互いに高齢者が1つの場所に集まって、タクシーだと4人まで乗れますので、4人集まって一緒にお買い物に行って一緒に帰ってくるとかというような、高齢者同士のいろんな知恵の出し合いっていうのも1つあるのかなと思っております。ですから、今後タクシー事業者に対しても、こういうふうに高齢者がたくさんいるので何らか方法がないですかということで、協力を求めてもまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

また、新たに建設中のイオン店についても、いろいろ話を聞いておりますけれども、明確な高齢者や障害者支援策として買い物バスの設置など提案することも必要かなと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

高齢者ですとか障害者の支援策も含めて、広い公共交通という観点から、以前、商業施設の計画の段階で事業者の方に、例えばコミュニティバスを走らせるとした場合に一定の負担の可能性はあるかどうかというふうなお話をした経緯があるようでございます。その当時は、まだオープンしないと集客の状況ですとか収益そういったものが見えてこないということではありましたが、拒否をされたような状況ではなかったということでございました。現在、商業施設のオープンを間近にして事業者の方ではバスの事業者に対して施設の中へ乗り入れるということのを要望されてるということで、バス事業者としても前向きに検討をされてるというふうにお聞きをしております。これが実現をすれば、一定確保されるものと考えますけれども、今後その利用状況ですとか、また要望などを踏まえまして、商業施設の方にまた相談に出向くということは可能であるかというふうにご考えております。

○議長（内村博法議員）

山口委員。

○12番（山口憲一郎議員）

是非お願いをしたいと思えます。買い物に困る人たちを高齢による移動方法の問題や地域的な制約により周辺に店舗がないなどの現実が大きいのしかかってきております。町のきめ細かな支援により買い物弱者を長与から出さない気概を持って応援していただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。次に3番目の交通弱者でございますけれども、交通弱者については移動を制約される人という意味と交通事故の被害に遭いやすい人の意味がありますけれども、長与町の現状として町の交通弱者はどのように捉えているのかお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

交通弱者につきましては、今ご指摘のとおり移動制約される人、もう1つが交通事故の被害に遭いやすい人というふうに2つの意味があるようでございます。まずは、移動を制約される人と言いますのは年少者ですとか要介護者、それから一部の高齢者、それから障害者などのように自分で運転することができずに公共交通機関に頼らざるを得ない人だというふうに認識をしております。こうした方々が社会生活を営む上でその移動手段の維持確保というものが重要であるというふうにご考えています。一方で、交通事故の方ではその被害となりやすい子供や高齢者など、こうした方々をいかにして事故から守っていくかということが重要であるというふうにご考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

制限される弱者についてはちょっとわかりましたけども、遭いやすい人について少し具体的にどのような施策を考えてるのか、お願いをいたします。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。被害に遭いやすい弱者ということで、これは高齢者というような形でちょっと限定するのは厳しいところもあるんですけども、町全体的にも長与町の交通安全対策協議会という組織を中心に、交通安全に対する意識それから安全の取組とか、そういうことを啓発活動を今後進めております。特に、高齢者という限定をさせていただくならば、交通安全の集い等を行ったり、高齢者の方々に疑似体験という形で自動車学校での研修等を受けさせていただいております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

交通事故の被害に遭いやすいという視点からの交通弱者対策について、お伺いをいたしたいと思います。長与町における交通事故は昨年に比べて減少しているものの12月まで137件の事故が発生しております。それで171名の負傷者が出ております。全国的には高齢者の事故率は増加をしておりますが、長与町の事故については、高齢者、児童の被害の割合はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、交通事故の発生状況でございますけども、先ほど議員がおっしゃられたように平成28年が137件です。そのうち負傷者の方が171名、死傷者の方が1名いらっしゃいます。これを年度別にいきますと、26年が156件で負傷者が188名、死傷者1名、それから27年度が件数が167件で、負傷者が202名、先ほど言われましたように年々こう減少傾向にはありますけども、これが今の長与町の実態です。それでは次に高齢者と子供さんという形で分けさせていただきますと、まず、高齢者の方が平成28年度が42件、割合にしまして約31%でございます。負傷者の方がその内30名ということで死傷者の方は0でございます。これを年度別にいきますと、平成26年が48件、割合が31%、それから平成27年度が52件、割合も31%、これからいきますと約31%ということで26年、27年、28年は推移しておりますので、大体3割の高齢者の方が事故の発生を受けているということです。それで今度は子供の場合ですけども、平成28年が6件、これが約4%でございます。これを26年からいきますと、26年が6件の4%、27年が5件

の3%でございます。いずれも26年から28年までに、高齢者及び子供さんに関する死傷者は出ておりません。割合的には年々同じような割合になっております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

はい、わかりました。それでは次に、危険箇所への対応についてお伺いをいたします。高齢者や児童などの、いわゆる交通弱者の被害が全国ベースと比較して多いのか少ないのか判断できませんけれども、子供の通学時や高齢者の歩行時など、危険箇所への今後の対応をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。道路等の安全対策におきましては、現在のところを道路パトロール、それから学校、PTA、それと自治会、民生委員、それと周辺の方々からご指摘をいただきました箇所につきまして、随時現地調査を行いまして、改善に向けて対応を行っておるところでございます。今後につきましてもなお一層危険箇所の解消に向け改善をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

いろいろ質問いたしましたけれども、交通弱者については高齢者の免許証返納や独居老人、高齢者世帯など、今後ますます増加していくものと思うわけでありまして。さらに車両の増加が交通渋滞によるわき道の利用など、児童にとっては危険な要因が多く想定されてくるわけでありまして。移動を制約される交通弱者、交通事故に遭いやすい交通弱者への対応を強く望んで次の質問に入りたいと思っております。次に、高齢者のごみ回収支援についてでございますけれども、高齢者の方々のごみ出しについては、高齢者等ごみ出し等支援事業が実施されているわけでありまして、現在どの程度の利用者となっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

お答えいたします。29年の2月末現在ですけれども161名の方がご利用いただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

この高齢者ごみ出し支援事業は、平成17年4月より施行されているわけですが、これまでの経緯はどのようになっているのか、また対象者の変化や住民の要望など考慮して進めてきているのだろうかと思います。当初から比較して、現在はどの程度利用者が増加しているのかお聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

お答えいたします。高齢者等ごみ出し等支援事業については、議員がご指摘のとおり平成17年度から実施をさせていただいております。17年度が27名、それから20年度が68名、25年度が110名、今現在が年度途中でありますが161名ということで、スタート時からすると約6倍のご利用をいただいております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

わかりました。結構増えておりますですね。それから次に、支援事業の要領についてお伺いをいたします。町のごみ出しの環境は、この12年間大きく変化しておるわけですが、高齢化もその一つであり、ごみ出しに関して弱い立場にある方々の支援は、行政の重要な役割であります。町のごみ出し事業について、困ってる人に活用しやすいような実施要領に変える考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

お答えいたします。実施要綱の見直しについてですが、町長答弁の方でもありましたように、昨年よりこの支援事業の拡充の検討をずっといたしております。29年度から要綱改正をいたしまして、粗大ごみの個別有料収集事業とできる限り同じ時期に、高齢者なども含めた、心身、心と体ですね、そういったハンディがある方について、ごみ出しが困難な方については支援の対象を広げるような準備を今進めている状況でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

申しわけございません。先ほど出たのかなと思ってたんですけども、ちょっとよく分かりませんで再度質問させていただきます。それと同様に利用者申請書も見直し等もこう必要じゃないかと思うんですけど、その辺もやっておられるんですか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

お答えいたします。議員ご指摘のとおり、申請書も事業が始まった当初から全く変わっておりません。ただ、この一定の内容については要件等を審査をする必要がありますので、なかなか変えるというのは厳しい状況でもありますが、他の自治体等の様式等も参考にさせていただきながら、できるだけ申請をされる方が簡単に申請ができるような対応をとるように進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしく願いしときたいと思います。それから資源化物のみの支援について質問させていただきますけども、柔軟な支援施策として、例えば少し離れた場所で回収する資源化物についてのみ支援事業の一環として利用できる支援制度など、利用者の声を把握して使い勝手のよい支援事業に改善していくなどの考えはないのか、質問させていただきます。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

お答えいたします。議員がご指摘のケースというのは、燃えるごみ等はステーション回収でわりと近くのところに持ち運ぶというような状況ですが、資源ごみについては拠点回収になりますので結構遠方な方もおられると思います。そういったケースになろうかと思いますが、現在の状況ですが、このようなケースについてもご本人の要望を十分に配慮をいたしまして、サービスの充実の観点から、そういった資源ごみが多くとても重くて持っていけないとか、そういった方については、この支援事業の中でサービスの提供を実施しております。このように今からいろんな状況にある方に寄り添った事業を展開していくように進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

日常生活におけるごみ出しは毎日の仕事であり、労力を要するものであります。当然ながら、住民の役割として町の規則に従ったごみ出しは遵守していかなければならないと思っております。地球温暖化に配慮した取組も長与町民として協力していかなければなりません。そのような中で高齢に伴うごみ出しの困難や資源化物の拠点場所への廃棄不具合など、ごみ出し弱者への支援も、これまで以上に活用しやすい仕組みを考えていただくようお願いをしたいと思います。

次に最後の質問に入ります。高齢者の詐欺防止については、答弁の中でもだいぶお答えをさせていただきましたので飛ばしたいと思いますが、若干1、2点、質問をさせていただきます。対策として、危機管理等の中でも対策をとっておられるようでございますけども、トラブル後の支援について、ちょっと質問させていただきます。警察白書によれば詐欺被害の約8割が60歳の高齢者となっており、被害額は400億円にもなっております。また、被害に遭う方がなかなか減らないのが実態のようですが、トラブルにあってしまった後の対処が円滑にできるようにするため、相談窓口や専門家による出張、巡回相談など、独居、高齢者や高齢化社会がすぐに相談できる体制について町で考えてみてはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。まず今、議員がおっしゃりましたように、本町では危機管理専門員を配置しておりまして、各種相談窓口というのを対応しております。先ほど申しましたように、消費生活相談が86件、その内の特殊被害に関する相談が10件ございました。またその内、架空請求これが8件ございまして、それで特殊詐欺の予兆電話と思われる不審電話が2件ございました。いずれも未然にこの相談に応じた対応をさせていただきまして、その支払い等がありませんでしたので、そういうふうな助言をしながら、そういう対応をさせていただいてると思います。また予兆電話についても被害もございまして、警察にも通報するように、そういうふうな指導もさせていただいております。また今後高齢者の特殊詐欺につきましては、先ほど言われましたように啓発講座の他、町の広報紙、またはホームページ等に情報提供しながら、啓発を実施していきたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

警察との連携強化や地域での見守り支援依頼、行政の対応強化など高齢者の被害防止に向けて一層の努力をお願いしたいと思います。また、高齢者の子供や孫など家族に対しても働きかけを行い、家族から高齢者に対して留守番電話等、活用促進や犯行手口の周知をよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時25分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を行います。

通告順8、西岡克之議員の①本町の福祉政策について、②本町の商業振興策について

の質問を同時に許します。

9番、西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

それでは午後一、一番眠たい時に質問させていただきます。眠たくないようにテキパキやっていきますので、お付き合いをいただきたいと思います。早速質問に入ります。本町の福祉政策についてということで、まず1番目に質問をさせていただきます。昨年執行側の努力によって、未来を担う子供達の小学生6年生までの医療費の助成が開始されたことは大変に評価されることと感じております。これにより子育て世代の経済的、精神的負担は大いに軽減されるものと感じております。しかしながら近隣自治体は、すでに中学生まで医療費助成に取り組んでいるようです。お隣の長崎市も今年度と書いてますが、これ29年度ですから、29年度の予算に組み入れているようでございます。このように近隣自治体は、少しでも人口流出を食い止め、流入を図ろうと必死になって取り組んでおります。本町はこれを受けてどのように取り組むのか質問をいたします。2番目、予防接種について、本年はインフルエンザが猛威を振るい、本町内の小学校においてもまた中学校においても学級閉鎖が複数出たもようであります。インフルエンザは予防接種によって感染しても軽く済ませることが出来ます。しかしながらこのような予防接種は補助が自治体によって格差があるもようです。先ほどの医療助成と本町の現状はどうか。また今後の展開についてどのように考えているのか質問をいたします。

大きな2番目といたしまして、本町の商業振興策について質問させていただきます。ヴェーテラス北陽台の開発も順調に進んでいるようです。住宅建設も日増しに戸数が増え、保育園も運営を始められているようです。商業施設も日増しにその姿をはっきりしてまいりました。運営を始めるとまた町内の賑やかさが一層増すことでしょう。その中で私も幾度となく質問をしてまいりましたが、近隣商業者に与える影響は少なからずあると思います。以前の質問の答弁では、そこのヴェーテラスの商業施設ですね。そこの商業施設に来た車を一番街などに来て頂いて消費拡大に努めるというような答弁を受けたように記憶しておりますが、あくまでこれは、期待の範囲で確実な施策ではありません。そこで、この機会をビジネスチャンスととらえて、商工会、農協、漁協など、様々な関係機関を取りまとめ、例えば場内に長与町コーナーと銘打って販売させていただくなど、町が主体的に窓口を開き販売拡大の努力をすべきと考えますが、いかがか質問いたします。また、商品券の増額なども消費拡大と町内業者の保護育成につながると思いますが、町の考えはどうかご質問いたします。その他、考えられる販売拡大策がないのか質問をいたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日、午後1番目の西岡議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思

います。子ども医療費の助成につきましては、今年度より対象を小学生まで拡大したところでございますけれども、今年度の申請件数や助成額など実績を見ながら対象を中学生までとした場合の試算などを行うなど検討を重ねているところでございます。また、小中学生の医療費助成につきましては県の補助対象となっていないことから、全額町の負担となってまいりますので、県に対しても補助対象年齢拡大について引き続き要望をしているところでございます。各市町におきましても、子育て支援策につきましては、それぞれ優先順位があることと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、本年度は子ども医療費の助成を小学生まで拡大したところでございますけれども、本町の子育て支援策といたしましては、子どもに関する福祉施策全般で考えてみますと、子育て世代の見守り体制の強化を図ること、また、住民ニーズの高い保育サービスの充実に対応するため、保育所及び放課後児童クラブの整備を図ることなどを次年度からは優先課題として取り組むことにしておるところでございます。

続きまして、2点目の予防接種でのご質問でございます。インフルエンザワクチンにつきましては、重症化を防ぐためのワクチンとして高齢者を対象に二類疾病として定期の予防接種に位置づけられております。高齢者以外の方は現在のところ、任意の予防接種として被接種者の希望による接種となっているところでございます。本町の子どもを対象とした助成状況につきましては、重症化となりやすい乳幼児の命を守るという観点から未就学児を対象といたしまして、1回につき3,140円の助成を2回実施をしているところでございます。今後の展開といたしましては、ここ数年、定期予防接種の対象ワクチンが増えている状況にありまして、今後も増えることが予想されております。予防接種法等により定期の予防接種は町の実施事業と位置付けられておりまして、全額町の費用負担となっております。財政措置もないことから、法定外である子どものインフルエンザワクチンにつきましては今のところ対象を拡大することは非常に難しいんじゃないかと捉えております。

次に、本町の商業振興策のご質問でございます。この大型商業施設内への出店に関しましては、これまでイオンタウン株式会社との協議の中で、町内農業者等による地元農産物の販売コーナーの設置などをお願いをしてきたところでございますけれども、具体化までには至っておらないところでございます。町内の農業、水産業、商業の振興を図る上におきまして、大型商業施設を活用した販売促進は将来にわたり大変重要であると考えておりますので、町内の農水産物を販売する祭りやイベントの開催について、イオンタウン株式会社や西そのぎ商工会、大村湾漁協、長崎西彼農協など、関係機関への働きかけを今後も行ってまいりたいと考えております。また、毎年好評をいただいておりますプレミアム付き商品券の発行事業では、多くの方々に利用され、町内商工業者の販売促進と地域の消費喚起が図られているところでございます。このように商品券の増額につきましては、さらなる消費拡大を図る上では大変有効であるという認識をいたしておりますけれども、今年度は、大型商業施設の開店に伴う中央商店街をはじめとする町

内既存店の活性化対策を重要事項として捉え、新たに西そのぎ商工会と連携をいたしました長与町中央商店街等対策事業を作りまして、経営力の強化を目的とした調査研究、あるいはセミナーの開催などを行なうこととしております。さらに、創業時に必要な手続きや資金調達方法などを学習する創業塾開催事業なども新たな取組として展開をしてみたいと考えております。この他、店舗リフォーム助成事業の継続、あるいはふるさと長与応援寄付金による返礼品の充実などを行ない、地域経済の活性化と町内事業者の経営改善に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。なお、これらの事業につきましては、平成29年度一般会計予算におきまして、所要の予算を計上させていただいているところでございます。このように平成29年度も町内購買力の向上を図るため、町内商工業を営む方々への支援に注力をしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

それでは、当初の答弁もあったので再質に入らせていただきます。最初からいきます。昨年度の小学生医療費助成をしていただきましたが、金額はどれくらい使ったのかというところで、まず質問いたします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まだ年度の途中でございますけれども、一月当たり、約140万ほど使っているような状況になっております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ということは、かける12ですよ。1,000万ちょいですね、1,300万、1,400万ぐらい。いいです、はい。大体、ほぼそれぐらいの金額はかかるんだろうと思います。中学生になればもう少し抵抗力がつくので、また金額は下がってくるんだろうというふうに推察いたします。前回は聞いたんですけど、近隣の市町、自治体で中学生まで補助をしている自治体名っていうのはお調べでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

中学生まで助成をしているところは14市町ございまして、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、以上の14市町です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

お聞きするとほとんど合併自治体というか、交付金がたくさんあるところ、たくさんとはちょっとあれですけど、交付金があるところだろうというふうに思います。その中で小値賀とか川棚は合併してないので、よく取り組んでるなというふうに思います。それに今度、長崎市が来年度の10月から確か実施をするということで、1番のライバルの自治体の長崎がやるということですね。そこが少し自治体間の競争では、ちょっと恐怖かなと思うんですけども、先ほどお聞きしたら、要するに子育ては、他の見守りとか保育所の充実、児童クラブの充実という形で書いてはございましたけども、今回は医療費に特化して話をさせていただきます。今、中学生まで医療費の補助をしているところの自治体で、いくら使ったのかっていうのがわかりますか。平均でも結構ですけど。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

全部はお尋ねをしてないんですけども、1番実数に近いところというところで、現物給付をしているところが1市だけございます。そちらのほうにお尋ねをしましたところ、ひと月あたり2,590万ほど使ってるということをお聞きしております。各市町それぞれ人数等も違いますので、ちょっと平均的なものというのは難しいのかなとは思いますが、1番現実的なところでは、ひと月あたり2,590万使ってるということをお聞きしております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

これは子供の数とかで違ってくるんで、1人あたりとかは調べていませんか。もしおわかりになれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

その現物給付をされているところが、1人あたりの年間1万3,200円ということをお聞きしております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ということは、これ掛ける生徒数ということですよ。もう予算組みは大体わかっているんですけど、あえて聞きますけど、本町の中学生の数は何人ですか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

中学生の数は1,476人ということです。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

計算機を持ってきてないので、ちょっと計算できないんですけど、だいたい実数的に
おわかりになると思います。現物給付のところですね。これで予算がほぼ出るんじゃない
かなと思いますけども。この補助をするということで、自治体間の競争が云々という
それだけで決められないと思いますね。先ほど当初答弁であったようにいろんな見守り
とか、保育所の数とか、学童クラブの充実、大切なことばかりというふうにも私も理解
しております。しかし、長崎では連携中枢都市圏の中ではありますけども、やはり自治
体の居住ではライバルですよ。で、長崎が実施して長与はしないと云ったらなんで、
なんだ。長崎も交付金が合併自治体なので、本町よりもたくさん割合的に来るのかなと
思ってますけども、しかし、1番近いところで、長与に移り住んでもらわなければなら
ないところなんですけども、長崎はそれをやられるとちょっと厳しいなという部分がす
るんですが、今後、実施の方向に向かってどういうふうにお考えなのか。ちょっと町長
に答弁を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員が仰ってますように、いろんな形で援助、補助していくことは大切なことだ
と思ってますし、基本的にはそのような考え方でおりますけども、それぞれ各自自治体事
情が、先ほど言いましたが、合併交付債もありますし、それから他のところは、島あた
りはいわゆるいろんな補助が、メニューがたくさんあるという中で、長与町は全くない
ということなんですよね。全く、一般で一切やっていかなくちゃいけないという状況の
中で、小学生まで去年やったというようなことで、順位がいくつかやることはたくさん
ありますので、その中で保育サービスの充実というようなことで、例えば、放課後児童
クラブ等々の整備できてないところもございます。やっとならぬ長与町もできるようになり
ました。こういう形でどの部分を厚くしていくかというようなことでございまして、こ
ういった小中学生の補助になることにつきましては、町としても積極的にやっていきたい
と思っておりますけども、何せいろんなことを勘案しながらやっていかないと、町の財政もあ
ることですので、そのあたりの優先順位も確かめながら、そして周りの状況を見ながら
長与町の子育てに対する優先課題を決めていきたいと思っておりますのでございませ

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

町長も2期目になると答弁がご上手になりまして、やんわり断られましたので、先ほども申し上げたようにこれだけがすべての子育てではないということも重々私も理解しております。しかし、近隣でやっていけば、長与だけ取り残されるような気もいたしますし、時津においても以前の質問のときも申し上げましたようにボートの収益の分、あれは年間2,000万ぐらいですかね、確か来るんですよ。その中の時津の子を育てる何とか基金と言ってから半分ぐらい紐がついてないもんですからそっちの方に使うんですよ。で、もう前回言ったように、いろんな学校施設の充実とか電子黒板も全部入れたりとかしてるんで、それをこういうふうな形にもし入れられたら、また批判が来るのかなと思いますので、ぜひ、そこのところよく頭の中に入れて考えていただきたいというふうに思います。なるだけ優先順位を上げていただくようにしていただければというふうに思います。わかりました。では次移ります。

次です。インフルエンザの補助金なんですけども、今年、インフルエンザが猛威を振るいまして、かなり感染者が増えたと思います。私も感染した1人でございますので、よくその苦しさというのはわかります。大体、普通予防接種2,500円から4,000円ぐらいかかりますし、1回で3、4か月ぐらい効果はあるというふうに聞いております。12月、1月ぐらいから流行りだすので、12月ぐらいに接種を終えておけば、ほぼほぼ罹らないかなと、かかっても軽くかかるんじゃないかなと思います。特に高齢者とか、今、答弁があって、高齢者、就学前児童は集中的に本町もやっておられるようなんですけども、私が今回言いたいのは小中学生が漏れております。これは抵抗力が多少ついても、やはりかかりやすいものですから、小中学生に対しての補助というか、できないのかなという形で質問させていただきます。まず、その前段として、今年というか、今年1月、2月、今3月ですけども、12月ぐらいからインフルエンザによる児童生徒の感染者数というのは把握をされておられますか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

インフルエンザの感染者数ということで、人数のほうでは捉えておりません。こちらで把握しておりますのは、臨時休業いわゆる学級閉鎖の数としてインフルエンザの蔓延状況を確認しておりますが、28年度は、町内で3校、5学級において、それぞれ2日間の学級閉鎖を行ったところです。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

それは小学校、中学校、両方とも理解してよろしいんですよ。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

今年度はすべて小学校3校ということでした。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そこで5学級ということは、今1学級37、8人ぐらいですよ。約200人ぐらい。200弱という形ですよ。感染で休んだというのは、ですよ。それが休んでいると。要するに何を言いたいのかと言ったらインフルエンザにかかって学校を休みにしたら授業に遅れるという部分ですよ。私も特別委員会のときにインフルエンザかかって休ませていただいて登校停止なので、登庁停止と申しますか。後で資料もらうんですけども、リアルタイムでそこにいたのと資料を読むのでは、やはり少し理解に差が出てくるというふうに思います。子供たちは授業だからなおのこと差が出てくるのかなと思います。それを極力、極力その部分を何ていうか、縮めるためというか、それを避けるために、今、聞いたら中学生はほとんどないというから小学生だけでもいいのかなと思いますけど、小学生にインフルエンザの予防接種の補助ができないのかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

予防接種といいますのが、感染症対策ということで一義的には病気にかからないことを目的とするというのが予防接種法の方に謳われております。インフルエンザに関しましては集団感染を防ぐということが非常に弱いということで、過去1960年代ぐらいから30年にかけて小学生集団接種をしていた時期がございましたけれども、結局は集団接種をしても集団感染というのが、どうしても免れることができないといひましようか。集団感染になってしまうということで、平成6年に小中学生のインフルエンザの中止ということになってまいりました。その後、高齢者に関しましては、そのリスクの高い方に関しましては、重症化を防ぐということで非常に効果があるということが認められてきてまして、65歳以上の方を対象にインフルエンザというのが、予防接種法の定期接種の方に該当をしましてまいりましたけれども、それが第2分類ということで個人の病気を防ぐという目的でなっております。ですから、今、学級閉鎖を防ぐためのインフルエンザの予防接種というのは、なかなか難しいところがあるのではないかなと思っております。子供さんの命を守るという点では、一定、乳幼児の部分で1番リスクの高い乳幼児の部分をごちらもさせていただいているということで、ちょっと今のところ小学生のインフルエンザに関しましては、優先順位的にはあまり高いところにな

いという状況にあります。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

なかなか説得力のある答弁で、こちらも次が出にくいと思うんですけども、確かに仰るとおり分かります。予防接種法で言われた接種ではない。第二分類ですもんね。予防接種法ですと他の例えば後遺症とか、そういう部分まで国が保障してくれるので、それにはあたらぬ次の分類ですよということと理解しております。無意味ではないんです。ネットに載ってる記事を読めば、インフルエンザワクチンの場合80%以上の人を受けることにより集団予防接種の意義がある。個人単位で考えた場合インフルエンザワクチンは効果がある。いろんな学説があるので、これが全てとは言いません。ただ予防接種をしたことによって、体質などの問題でワクチン接種ができない人の感染リスクも減少できると。最後にインフルエンザワクチンの有効率は、統計学的に証明されているが60%有効率をわかりやすく説明するために、ワクチンを接種しない人と比較して2.5倍、インフルエンザに感染するリスクが高まるというふうにネットでも書いてございます。つまり100人と100人と比べてみて、した人としてない人と比べないとわからないということがネットの中では書いてございました。だから一義的には、接種法じゃないので無理だと重々わかっております。希望者に対しての補助金というか1,000円でも結構なんですけども、それをすることによって著しく感染者が下がるのではないかなと思うんですね。その点については、どうですか。部長も考えは。もう多分最後だと思うんですね。

○議長（内村博法議員）

久松住民福祉部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

ご指名をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。ただいま議員からご質問をいただいております要望といいますか、お話をいただいている件につきましては、先ほども町長の方からもお話がありました。また担当課長の方からも話をしておりますけども、なかなか子ども子育てに対しましての支援、こういった施策につきましては、町の事業としましては非常に重大な、重要な課題というふうに考えております。しかしながら近年の社会保障制度の改正、こういったものにつきまして、年々、扶助費の方も増加する一方になっているところでございます。長与町の29年度の当初予算につきましては、約122億の予算を計上させていただいております。そのうち担当します子ども政策課の方では27億8,000万、町内予算の23%ほどを担当しております。その中でも一般財源が8億6,000万ほど、子ども政策課の方で使わせていただくようになっております。限られた財源の中で8億を超える金額を子ども政策課の方で預らせていただいております。今後も本当に貴重な一般財源をどうい

うふうにして使っていくか。使わせていただくかということ町長も申しておりますように、町一丸となっている面で研究をして、よりよいこども政策の方に向かっていきたいというふうには思っております。ただいま縷々申し上げましたけども、いろんなことを見ながら優先順位も当然あるかと思っておりますので、研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

最後のはなむけの質問をしたんですけど冷たい答えが返ってまいりまして、ちょっとがっかりしたんですけど。分かりました。確かに子供と高齢者の方々に、今、社会保障費というのが、部長が答弁したようにかかるのはよく分かってます。時代の流れといたしますかね、仕方ないことだというふうに理解しております。ただそれを押してなおかつ学習障害というか、そういう観点からでもどうなのかなと思っておりますけど、これは教育委員会に聞いてもどうでしょうか。教育委員会にお尋ねしてみたいと思っております。そういう観点からの予防という部分ではいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

議員ご指摘の子供の学習権ですね。学級閉鎖とかなんかがあればそれだけ学習が遅れるのではないかというところの懸念については一定理解するものですが、ただし学校のカリキュラムは1年間を35週というふうに見かけ上計算して、35週でクリアできるような形で算出しております。ところが実質の数字は、おおよそ40週に近い数で実施をしておりますので、言葉は悪いですが2日間停止をしたからその学年の学習が全く完全に終わらせられないというようなことには、ダイレクトにはつながらないのかなというふうに考えるところです。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

あんまりこっちに風が吹いてこないようなので、インフルエンザこれでやめます。

次に行きます。商業振興についてお尋ねをいたします。以前から言っていたんですけど、もっと確実な弱小商業者に対しての施策が欲しいなということで、当初の質問の中では、その商業施設もだいぶでき上がってきてるんですけど、そこに来た車を一番街に誘導するというふうな答弁を2度ぐらい受けたことがございます。そのときはそれでやめていたんですけど、車を誘導しても駐車場もないんですね。商店街の方には満足な。来ても買えるわけではないし、それは一部の商店街だけの話でありまして、もっと確実な振興策が必要ではないかなというふうに思います。それはいろんなさっきの子育てではないで

すけども、いろいろな振興策がいっぱいあると思います。昨年、本町が取り組んだ、本腰入れて取り組んでいるふるさと納税というのも一つの振興策だというふうに思っております。まず、このふるさと納税は去年どれくらいぐらい売り上げていたか。私は出が商売人なもんですから。売り上げじゃなくて実績ですか、があるのかなと、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。ふるさと長与応援寄附金でございますけれども、この寄附をいただいた方への返礼品でございます。返礼品ですけれども、平成28年4月から12月末まででございますが、1,500点ございまして、そのうち活用させていただきまして、金額としまして商品代でございますけれども、返礼品でございますが750万円ということで、各事業所の皆様方にお支払いをしたところでございます。寄附金額では同じく12月末まででございますけれども、2,191万6,000円ということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

2,191万6,000円で、750万を給付した方にお返ししたという形ですね。これは長与町内の事業者、農業者の方々、漁業者の方々にこれだけバックできたというのは、かなり大きな振興策ではないかなと思います。この750万は返したんですけど、ちなみに2,191万6,000円来たんですけど、それはどこかにプールしてるんですか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

受け入れの方は、受け入れといいますか。私、産業振興課の方では、担当課ではこういうような受け付けといいますか、応募の申し込みをやっているところですが、受け入れにつきましては、各基金に積み立てるというようなことで、庁舎内4課、地域安全課、生涯学習課、福祉課、教育総務課という形で、それぞれの基金がございまして、そこに入っていくということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

2,191万6,000円から750万引いても、だいたい1,400から1,500万ぐらいが基金で積み上がったと。これをインフルエンザに使えばいいのではないかな。

まあいいです。それは次回に言います。かなり基金として積み上がったというふうにありますし、その分の750万が商業者に返っていったという形ですよね。本当今後とももっと力を入れて、商業振興、農業振興、漁業振興に使っていただきたいというふうに、ひいてはですね。なるんじゃないかなというふうに思います。その振興策の中の1つ、プレミアム商品券も答弁の中でいただいてましたが、今、秋ぐらいですかね、発行するのは確か。これかなり持ち出し原資の10倍が商品券として流通するわけですよ。これは前も言ったと思うんですけど、時津町は全額公費負担なんですね。長与町は半分商工会の持ち出しなんです。うがった見方をすれば補助金の還流という形にもとれなくもないわけですよ。補助した分がまた商工会から返ってくるという形で、全額補助をしていただいて、例えば、今の仕組みのままでも結構なんです。その分補助金重ねていただくとか、夏と冬は賞与も出ますので町内経済わりと流通するのかなと。それが出ない春と秋に2回年に発行することはいかがなのかなと思うんですけども、その補助金の増額の分と発行の回数の複数化ということいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

例年の発行につきましては、議員ご指摘のとおり年1回、9月に行っているところです。商品券の今まで成り立ちといいますか、これが時津町の方ではプレミアム商品券、おっしゃいましたとおり全額といいますか、で、長与町が半額というようなことになっておりまして、当時、平成17年度に長与町では商品券の発行事業が始まったわけございまして、そのときに当時の商工会はそれぞれの町に存在をされていたとっておりまして、本町では、当時の長与町商工会と協力をしながらお互いに費用負担という形で、地域振興策として開始をされたようございまして、時津町では平成20年度から商工会からの要望を受けられて開始をされたということもありまして、それぞれの費用負担というのが若干異なっているようございまして、おっしゃいますように商品券の増額につきましては、消費拡大を図る上では大変有効であるということはもう十分認識をいたしておりますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたように、今年度は既存店対策を行わせていただきたいということで、長与町中央商店街等の対策事業並びに創業塾開催事業というようなことを新たな事業として、今年やらせていただきたいと思っておりますので、先ほどから出てますけれども限られた予算ということで大変申し訳ないのですが、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

確かに創業塾とか店舗リフォームとか、それとか町ゼミとか、いろいろされているんですね。ここ政策的に昔はどっぷりと言ってみんな底上げという感じだったので

も、今、国の経産省というか、所管している国の方も個別に全部引き上げていくような予算が来てるような感じがいたします。それはそれとして、個店の力が強くなるのでいいんだろうと思いますけども、町としてはこういう大規模商業施設ができることも鑑みて、そういうことが年2回の発行とかできないのかなと感じておりますが、町長いかがでしょうか。すぐという問題でもないと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃるようにイオンタウンが来るということで、橋を架けまして、こちらの方と繋いでやっていこうということで今やっております。今までは大型施設がなかったものですから長崎とか時津町の方に買い出しに行かれるという方々が今度は長与の方の榎の鼻に集まっていますので、その方々が交流できて、巡回できるようなそういった形であれば、今の現商店街の方にも潤いがあるのではないだろうかというようなことでやっております。その中で今、お話ししましたが長与町中央商店街等対策事業というようなことを新しく作りまして、そのあたりの調査研究とかセミナー等々を行いまして、とにかく自営業者の皆さんにも考えていただくというようなことをまずは人づくりだと思うんですね。だから実際ご商売をされてる方々がどういう発想で、どういう形でやっていくかということも、一緒になって学んでいただくということが大事だろうと思いますし、そしてまた創業される方には、新しく創業される方には、そういった創業塾の開催ということも考えております。また既存、今までやっておりますけども、店頭リフォーム助成事業とか商品券の発行とか、すべてこれは商品券だけがこうだっているのではなくて、いろんなものをトータル的まとめて、今回は特にイオンができるということで、厚くそのあたりを打とうということで、今回の予算も上げていただいているというところでございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

よく理解できる部分ではあります。一定理解いたします。ただ、本町の商業集積というのが、以前調査をしたことがあるのですが、例えば大都市圏だったら電車が着くところから商店街のあるわけですね。ところが本町の成り立ちというのは、旧商店街、役場の後ろのところにありましたね、ご存じのように。そことか、その前は船津のあたりとか、今、おっしゃった1番街のあたりとか分散してるんですね。だから1か所に対して力を注力するよりも、分散している本町の事業者の成り立ちに幅広くいくという意味では、先ほど言ったふるさと納税による商品の提供とか商品券とかいうのがより有効かというふうに私は理解しておりますので、ぜひ、そういう形でもう一度、補正でも結構でございますので、考えていただけないかなというふうに、答弁結構でございます。

えていただけないかなと思います。より有効な手立てをとという形で、お願いしたいと思います。それと、今おっしゃった商業施設の中、多分、長与駅の二中の斜め上のところにある同じ看板なんですけど、たぶんこと違うんですね。あっちは九州何じゃろというところであって、ここは本体のどこなんですかね。だからちょっと経営が違うので、看板は一緒なんですけど、経営が違うのかなと思いますけど、あっちでは、一部、青果のところは長与だけじゃないんですけど、生産者の顔の方の写真を置いて、そこに青果を売ってるところがあるんですよ。あっちができることだからこっちもできないことはないという理解しております。そういうところで、長与コーナーと作って長与の生産物、水産物、農産物、また、個人でいろいろ作っておられる方もいらっしゃるんで、そういうコーナーを作っていただけないかなと。それは商業者がすることですからお願いという部分なんです。町の方で共存共栄と共にウィン・ウィンの関係でいこうじゃないかという形で、そういうコーナーを作っていただくという働きかけというかな、ができないのかなと思いますけども、是非そういう働きかけをしていただきたいと思いますけども、その件に関してはどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中島産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

今までに実際に農業者の方とか、JA漁協とかという団体事業者様から施設内に産直コーナーみたいなものを作ってくださいよというような要望を受けてなかったわけですが、イオンタウンの株式会社様といろいろ協議をする中におきまして、以前でございますが、そういったことで町内近隣、町内の既存店今そういうコーナーがあるので、今回もこの大型施設内に設置はしていただけないでしょうかというお願いはしたんですけども、現在、具体化にはつながっていないというような現状でございます。お聞きをしたところ、商業施設内のテナント参加される方ですけども、その方たちも大方決定をされているというようなこともお聞きをしております。そちらの店内の経営方針とか経営戦略とか、そういうようなこととかスペース的なこともあるかと思っておりますけれども、そういうところもありまして、なかなか進まないのかなというのが現状かなと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

テナントは、ほとんど医療関係とかそういう関係になると聞き及んでおりますので、そういうところで売るのは無理なのかなというふうに思います。しかし、主体的には長与町の方々が、まだ商圈調査してないのでよくわからないんですけど、ほとんど長与町の方々が多分行かれるというふうに思うんですね。そういう中で共存共栄という形で、大手さんにもお話をしてみても、向こうはできてちっちゃなコーナーができてるんですよ。

そこはかなり売れているので、長与のこっちの方でも少しのコーナーを作っていただいて、できないかなと思うんです。棚とかなんとかは、店の常設の棚は高いんですよ、場所代が。うん十万、場合によってはうん百万とかかるときがあるので、棚の中にはないでもイベントスペースみたいなのがあるんですよ。そういうところに、ぜひ、長与町内の生産物、加工物を置くことができないのかなと。再度、尋ねてみていただきたいと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中島産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

イベント的な開催と言いますか、そのようなことも視野に入れて行っていきたいと、過去にも同様の質問をいただいているところでございますけれども、毎年行われてます商工まつりのオレンジマルシェですか、そういうところでは長崎西彼農協の町の農業後継者会の皆様方が中心になって、出店をしていただいたというようなこともございますので、イベントと言いますか、そういうスペースの所の可能性につきまして、これまでイオンタウン株式会社様との協議の中で、地域行事の際の協力や地域貢献について、お願いを申し上げてたところ同意もいただいておりますので、今後、このような取組ができないかいろいろと可能性を探ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ぜひ、お願いしたいと思います。去年の時津町が主催、時津商工会が主催になるのかな、そっちのイオンの1階で産業祭りというのもお話し合いの上でしてますし、そういうふうな形でその売り上げしたからと言って、売り上げが実質、実になるかというのではなくて、PR効果もあるんですね。長与町はこれだけものを持ってんだよというのをPR効果があるので、町外から来られる方にもこれだけの宣伝もできるという形で、是非町一丸となって宣伝をしていただきたいと思います。もう少し時間があるので、最後に拡大策というところで、町が使っている、以前、学校給食の農産物が使えないかと言ったことがあります。返って来たご答弁が定期的にずっと納品をしてもらわないと困るということを言われました。他の同僚議員も聞いたんですそれは。その中で1つだけみかんだけはずっと定期的にくれるので、いいですよというお話を聞いたことがあります。そういう中で、例えば、1校だけとか、一時的であるとか、野菜とか、農産物とか、それは食品の衛生的な部分もあると思うのですが、そういうふうな形で期限を切ってしまうとか、生産者の方々のですね。できないのかな。例えば、じげもんとかまんてんとか行きますとその季節の野菜がいっぱい出てます。それ1人ではないんですね、複数の方々の農業者の方々が作って出されてるんですよ。それを一定ある程度の決まりを作って取り入れることができないのかなと、それは単価とかなんとかあるので、そういう部

分は一概には難しいと言えそうかもしれないけど、やってみる価値はあると思うんですよね。そういう部分で年中とは言いません。野菜によってできるものできないもの長与は特にそういう大規模の農家というか、野菜を作っている農家はないので、しかし、小さいところでは作ってところあるんです。我々も委員会で視察に行ったことがあります。そしたら結局その、している責任者の方が、大規模農家さんは相手にしてません。何でかって、大規模農家さんはずっと365日やることが決まっています。だから、こういう道の駅みたいところで出店して出してくれるのは、小規模のいわゆる定年退職してデビューした人たちですね。農業デビューをした人達が持ってくれるんですよ。それは一定のルールを作っていますという話を聞いたことがあります。滋賀県だったかな。そういう形もできるんだ。結果的にその棚には年中野菜が並んでるという形なんですよ。そういうのもできないのかなと思って、ちょっと研究してみる価値はあるのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおり食育の関係もございまして、やはり地元のものを食べるということで地場産物使用推進月間というのがございまして。その月間の中にそういうものを今もじげもんの方から少しですけども、農協を通して搬入をさせていただいておりますので、今後も月間とあとは食の習慣がございまして、その時点でできるだけ町内でとれた物、それが足りなければ県内でとれた県産品を給食に使いたいというふうにも今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今回、初めて前向きな答弁が聞けたので、今までずっと連戦連敗だったんですけど、今回初めて思わぬところからそういう前向きな答弁が聞かれたのでよかったかなと思っております。ぜひ、その拡大を少しでもできればいいんじゃないかなと思ってますので、ご尽力いただければと思います。それと町内には他にも施設、例えば高校、大学ありますね、そういうところもどんどん門戸を開いていくべきではないかなと思いますので、そちらのご尽力も所管の方でしていただければと思いますけど、これは答弁を求めます。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中島産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

これまでも先ほどから出てます長与じげもん、それから長与町の農産物の加工所あたりも小学校とか、その他の町内の福祉施設それから保育園等々にも提供をしていただい

ております。町内、今、おっしゃいましたけれども、町内には大学等もございます。そこから辺もそういうふうを導入をしていただくことができないか。また、いろいろ可能性について検討をして進めていければいいなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

後半になって少し実を結んだようでございます。町長も施政方針の中で安心安全な農産物の提供に地産地消を促進する。農産物直売所の充実に向けというところがございしますので、ぜひ一緒になってやっていただきたいというに思っております。5分ほど残しておりますが、質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で、14時10分まで休憩いたします。

（休憩 13時55分～14時10分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を行います。

通告順9、河野龍二議員の①公共施設の町民有料化撤回についての質問を許します。

14番河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、早速質問させていただきます。公共施設町民有料化の撤回について。昨年12月議会で可決成立しました公共施設の町民有料化が大きな問題となっております。議会後の住民の皆さんの意見や議会が行った議会報告会でも、出てくる意見は、なぜこんな大きな問題を勝手に決めたのか、元に戻してほしいとの声であります。今、町と議会に求められているのは、こうした声に応えることではないでしょうか。来月、4月施行となる前の本定例議会中に、公共施設使用料を改定前に戻す議案を提出する考えはありますか。以上質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、河野議員のご質問にお答えをいたします。今回の公共施設等の使用料改定につきましては、1点目は公平性の担保、2点目に施設使用の適正化、3点目に自主財源の確保、この3つの観点から町民の皆様方をお願いをしたものでございます。1点目の公平性の担保とは、行政サービスを利用する特定の方が利益を受けることから、施設を利用している方と利用していない方の公平性の担保の観点によりまして、施設を利用している方に受益の範囲内で行政サービスの対価として施設使用料の一部を負担をしていただきたいとそういうお願いするものでございます。

2点目の施設使用の適正化でございます。現在、施設使用料が無料であることから、

多めに借用申請をされている団体が見受けられます。体育施設等の申請が競合する場合には抽選により利用を決定しておりますけれども、中には利用されていない日や時間帯が見受けられるところがございます。使用料を有料化することによりまして、必要とする時間帯のみの申請をしていただくことになり、利用しなくなった時間帯を他の団体の方が利用することにより施設使用の適正な利用が出来るものと考えております。

3点目の自主財源の確保とは、町民の皆様方に施設使用料をお願いすることによりまして、自主財源を確保することで租税負担の減少につながり、財政収支の向上に寄与すると共に行政サービスの向上がなされるものと考えております。適切に施設管理を運用していただくことによりまして施設の長寿命化にもつながり、次に使用していただく方々にも気持ちよく使っていただけるものと思っております。

これらのことから、昨年12月議会におきまして、公共施設等の使用料の改定に伴う条例の一部を改正する条例につきまして、ご審議をいただき賛成多数により可決、ご承認していただいたものでございます。

従いまして、公共施設使用料を改定前に戻す議案の提出につきましては、現在のところは考えていないところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、先々日からの町長の施政方針、同僚議員の一般質問等で、私が登壇して質問したからすぐそういう議案を出すというふうな形にはならないというふうに予測をしておりましたので、限られた時間の中で、ぜひ町長にそうした立場に立っていただきたいという思いから再質問をさせていただきたいというふうに思います。まずは、公民館の設置だとか目的だとか、これの上位法はまずどの法に当たりますか。このことを伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

公民館の設置につきましては、社会教育法に基づくものと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

社会教育法、私も調べさせていただきました。あえて教育委員会に確認させていただいたところでは、この社会教育法で社会教育の定義というところが第2条にあります。この中には、社会教育とは学校教育法または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、いわゆる学校教育法に基づいて、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、いわゆる教育活動を除いた、主として青年及び成

人に対して行われる組織的な教育活動、これが社会教育というふうに、私が言うまでもなくと思います。ただ、この条文を確認して、ぜひ町長も聞いていただきたいというふうに思いますけども、これ第3条で、ここは国と地方公共団体の任務としてあります。この法律の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設備及び運営、途中省きまして、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら实际生活に即した文化的教養を高めようとする環境を醸成することに努めなければならない。これは自治体がしなければならないというふうに謳ってるんです。あらゆる機会、あらゆる場所を利用してですね。2項としては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。生涯学習をですね、町も責任があるんだというふうに謳ってます。第5章には公民館の規定があります。20条で「公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と。いわば、公民館でいろいろ活動している部分は社会教育なんですよというふうにそこは認識していらっしゃると思います。昨日、同僚議員から趣味の前提といいますか、そういう部分ではないかというふうに、娯楽だとかというふうな形でとらえてる部分があるような形で発言がありましたけども、あくまでもこうした活動は教育なんだということで、このように謳っています。それと運動施設についてはスポーツ振興法、これに関わるころだと思います。今、スポーツ基本法というふうな形で名前が変わってると思います。当然これに基づいて長与町には長与町スポーツ振興条例というのがあります。ここには第3条で同じようなことが謳ってあります。施設の方針、「町はスポーツの振興に関する施策の実施に当たっては町民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、広く町民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じて、スポーツができるような諸条件の整備に努めなければならない。」。いわば、こうした公民館活動やスポーツ活動というのは、どんどん町が奨励していくべきだというふうに謳っている。この考えがどこから来たのかというのは、これは憲法の26条に基づくもので、憲法の26条を読み上げますと、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。」。いわゆる教育を受ける権利を有する。誰でもこれは子供から大人までこういうふうに謳ってるわけです。千葉大学の教育学部社会教育学の長澤さんという教授がいらっしゃるんですけども、この方は学びの権利を保障することに利用料を徴収するという受益者負担とは相容れないと。いわゆる学びに負担をしなければならないというのは相容れないと。公民館という住民に開かれた場の持つ権利性や公共性に焦点を当て、無料であることの今日的積極的意義を考えていくことが求められていると。つまり、こうした活動をする時にお金がなければできないだとか、お金を払わなければならないだということはすべきではないと

いうふうに謳ってます。私もこういう立場で、この受益者負担の問題というのは、やはり間違いだ、こうした施設に受益者負担の考え持ち出すのは間違いだというふうに思っております。そこで、冒頭、町民の皆さんから私たちも議会報告会などで、こうした批判を受けました。有料化にした問題について。本日も多くの町民の皆さんが傍聴に来ておられます。町長にお伺いしたいと思います。今、こうした背景も踏まえ、町民のこうした不満の声をお聞きして、先日も同僚議員にお答えしたようですが、今、町長はどのように思っておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、おっしゃっておいりましたことにつきましては、全くそのとおりでと思うんです。だから、施設を使っていただくことはそういう意味で使っていただきたいと思うし、そういう気持ちでおります。今までは全くお金をとってなかった中で一部こういった形でご負担をお願いしたいということで、私も心苦しいところがございます。しかしながら施設を運営していくためには、例えば公民館を使っていた、その補修等々につきましては、すべて町の方でやっています、維持管理につきましては。先般は、温水の機械が壊れたということで何千万かの負担がありましたし、またクーラー等々の補修等々もあります。そういったことは町が責任を持って全公民館等々についてやっておるわけでございますけども、しかしながら、使っていただいている方がその内の一部でもご負担いただいて、例えば、畳を使えばそれだけやっぱり畳は疲れますし、グラウンドを使えばグラウンドの周りの鉄網なども傷みますし、そういった形について少しご負担いただければ、次に使う方々が非常に気持ちよく使えるのじゃないだろうか。そして、そうしてお預かりしたお金につきましては、また皆さんが使う施設のためにお金は使うということで、また皆さん方にも還元できるお金でございます。議員もご承知のとおり社会保障費等々も、今、随分延びています。町も非常に苦慮しております。特に医療費等々の問題もあります。そういった中でやはり、今、私は3点のことをお挙げしましたけども、3点について、そういった観点から、今回こういった形をお願いをしたいということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

残念ながら、先ほど冒頭私が説明したところを少し理解していただけないかなど。いわゆる教育の機会にお金を負担しなければならないというのは敢えてすべきではないというのが一教授の発言ですけども、そういうふうなことが謳われているということで、そういうふうに立場に立てば、ここにあるようにいろんな奨励をして、いろんな文化の教養を、興味を持ってもらって、そういう中でその住民である町民の役割を僕は果たし

てきた部分があると思うんです。こういうグループで活動することでの町の振興に非常に大きく寄与した部分があると思うんです。そこにお金を取るというのが、やはり私は間違いだというふうに思います。そこで、今日も多くの傍聴人の方が来られてますけども、今日は傍聴人の方から署名を少し預かってきました。もう既にご承知かというふうにと思いますが、こういう署名が非常に集まっているということで、先日の町民の皆さんの体育館での説明会の中では約4,000人ぐらいの方が署名を集めて考え直してほしいというふうな要請をしてきてる状況です。本日、この議会には囲碁クラブからの要望も出てました。請願も、私が紹介議員になってますけども請願も出てます。特にこの署名は市内の職場まで回ってきたという声もあります。ある自治会の方は、自治会の集まりで意見を聞けば95%は反対だという声が出ますということです。敢えて、このままこの有料化を進めるということは、こうした声を無視するというふうな形で捉えていいのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

署名とかということで、まだ私ども見ておりませんので内容はわかりませんが、先ほどのことで回答させていただきたいと思います。勤青ホーム、婦人の家含めましたところで主催講座を開講しております。そこには49講座、849人の方が受講していただいておりますけども、これについても社会教育法に基づきまして無料という、実費負担はありますけども、いたしております。また、長与町公民館におきまして、前期後期というふうなことでスポーツ講座を実施しておりますが、これにも14講座、345人の受講者をいただいておりますが、これにつきましても無料というふうなことで事業の実施をいたしております。先ほど囲碁クラブの要望とかありましたけども、それにつきましては、後日、体育協会等も含めましたところで回答申し上げたいというふうなことで考えております。昨年の12月議会で議会のご承認をいただきまして、その後、広報活動、周知の活動を行っているところでございます。その後1月19日は体育協会の理事会で説明をさせていただきまして、また、2月1日には町体協の単協代表者会の方で説明をさせていただいております。またその間、町老連とか囲碁愛好会の方からの要望書もありまして、2月10日には町の体協の方からの要望書も出ております。そういった住民の皆様のご意見をお聞きした上で、27日に議会の全員協議会でお示しいたしましたとおり、減免規定というふうなことを出させていただいております。ですから皆様のご意見をお聞きした上で減免規定というふうなことで回答をさせていただいていると考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

簡潔に答えをお願いしたいというふうに思います。結果的に減免がいろいろ説明されましたけども、それを住民の方、了とまだしてないでしょう。いろんな意見で、昨日は一定の理解が得られたというふうに言われてましたけど、何をもって一定の理解が得られたというふうに思っているのか、まずはそこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

減免規定につきましては、先ほど言いました2月27日の議会の全員協議会、また2月28日のスポーツ振興審議会、また3月2日の日に体育施設利用団体説明会をさせていただいております。登録団体239団体の内、193団体の方にお集まりいただいております。これにつきましては、代表者1人につき椅子1つというふうなことで人数を確認させていただいております。そこにおきまして使用料の改定および減免規定の説明をさせていただいております。4から5の団体の方には反対の意見もありましたけども、ほとんどの団体の方には納得していただいているものというふうなことで考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

じゃあ意見を言わなかったという人はみんな納得したというふうに思ってるんじゃないんですか。先ほど言われて、多くの方がこれに署名してると。まだまだ、やはり納得してないんです。ですからこうやって傍聴の方もたくさん来られるわけですから。その認識がまず足りない。私はそう思います。ですから、やはり今このまま進めようとしてるのは住民の声を無視しているとしか思えません。それで、この経緯についてちょっとお伺いしたいと思います。平成18年度から検討を始めた昨日の答弁でもありましたけども、どこの部署でどのような検討を始めたのか。その時に町民の声を聞こうではないかという意見が出なかったのか、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

18年から庁舎内の関係所管の担当等が集まって検討を重ねたというふうなことで記憶しております。使用料改定については18年度と19年度、検討を行ったというふうなことで記憶をしております。もう一つ、町民のご意見というふうなところがございますが、記憶によりますと、その辺はお聞きしようというふうなことにはなっていないと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ここも、やはりそういう意味では準備不足というか、こういう声も起きてもしようがないというふうに思います。それで、その検討された内容というのは資料等々があるんですか、資料集にとってあるんですか。先ほどの説明ですと18年と19年だけ検討したと。その後18年からずっと毎年検討してるのではないんですか。その18年と19年だけ検討したということと、どういう調査資料を持ってらっしゃるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

10何年前ですか、議員もお持ちだと思いますけど、長与町集中改革プラン2006。それから最近では第4次行政改革大綱、この中にも使用料手数料の見直し、そういったのを謳っております。これはもちろん行革の委員会、推進委員会とかもかけております。議員にもご説明もずっとしてきておると思います。そういうことで、今回、今までなかなか取り組めなかったものを取り組んだと、行財政改革の一環として取り組んだということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は特にこういう数値に変わるような資料を見たことないですけど。これぐらいに上げますよと、こういうふうにしますよ、というところでは。確かにその行革の中では使用料手数料の見直しという項目がありましたけども、具体的な中身はないです。見たことがない。後から出そうと思ったんですけど、実は1番近いところだと思って平成27年の6月で大阪の岸和田市、言葉がちょっとあれですけど受益者負担の検討委員会というところで、こういう冊子を作って検討してるんです。40ページあります。1年間かけて住民の声を聞いて対応してます。こういうことをなされてきてないんじゃないですか。してきましたか、私こういう資料を見たことないです。どうですか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

資料につきましては作ってはいないわけなんですけども、今回の料金改定につきましては、昨日の教育次長答弁にもありましたとおり、11月までぎりぎりの時間をかけまして検討してお示しをさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

後からその問題も触れていきますけども、よく資料もわからない、で、住民の皆さん

に説明しますと、何をどう検討したか全くわからないわけです。そういう意味では、やはり準備不足というふうに言わざるを得ないし、住民の皆さんがお怒りになることもやむを得ないというふうに思います。町長、今の流れを聞いて、やっぱりこれは1回、元に戻すべきではないですか。考え改まりませんか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

先ほどから署名のこと等々もございます。全く我々としては無視するつもりもございません。それから先ほど説明がありましたように12月議会で河野議員からの質問で、時間がなかったということで住民の皆さんのご意見をお聞きしなかったという帯田次長からの答弁もあります。ただ、我々としましては、町民無料化ということに対して、町外者の半分程度を受益者負担という形でいただきたいということで12月に提案をさせていただきました。ただ、その中で可決をいただいたわけですが、その中で、高齢者、子供たち、そういうものに配慮して減免規定を整備してくれということで、先日、全員協議会で減免規定について議員の皆様にお知らせして、それから町民の皆様へ報告という形でしております。これも2月10日までだったかと思います。体協の各単協からの要望をいただいております。老連からもいただいております。ただ100%要望を満足できる減免規定にはなっていないというのは十分理解しておりますけども、先ほどから町民の署名をどうかということもありますけども、我々も町民に選ばれた議員の皆様で13対2という議決をいただいているということも、こちらの重みも我々にはあるということもご理解いただきたいなと思っています。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

せっかく町長に聞いたんですけど、答えてと言った時に答えてくださいよ。言いたい部分はたくさんあるのかもしれませんが、私の質問した後、また答えると時間もったいないので質問した分だけ答えていただきたいと思います。質問を続けさせていただきま。町長が説明した負担の公平性というところです。ここで利用する人としらない人の意見があるということで言われてました。それで、過去3年分でもいいですけども利用していない人の意見というのはどれくらいありますか。各年度で25、26、27、過去3年分ぐらいでもいいですけども件数でもいいです、教えていただきたいと思います。利用していない人の意見、利用していない人がいるという話でしょう、利用していない人と利用している人の負担の公平性が保たれない。利用していない人というのが、どういう意見を言われたのか、その辺の件数を教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

施設を利用してない方の件数等は把握をしておりません。ただ、私どもに電話等であるのが、どここのグラウンドを借りたけど借りられなかった、それで行って見たら空いていた、何でなんですかというお問い合わせはありますけども、その件数はとっておりません。それと、なんで施設の有効利用ということで、今回、お願いをしているかといいますと、やはりお金を払っていただければ必要な分だけを借りられると思います。だから余った分は、また他の方が利用できるということで資源の有効活用ということで今回お願いをしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

冒頭に負担の公平性というところで、どこの資料を見てもそんな言ってますでしょ。利用してない人と利用してる人の公平性が保たれない。利用してない人がそういう意見を言われたんだなと私は思って聞いたら、いや把握してませんというふうな状況で、先ほどの検討された内容もよく冊子になってない。これについても件数がどれくらいあるかわからない。何を持って、あなたたちの言い分を信じていいのか全くわからないです。仮に利用してない人の意見があったとしましょう。把握をしてないということですけども、今回、一定の料金が出されました。利用してない人から、いや、これではまだ負担の公平性が保たれない、もっと上げるべきだという意見が出た場合、どうされるんですか。また使用料の値上げをされるんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

すみません。先ほどの答弁、私の方がちょっと勘違いなんですけども、負担の公平性というのは、今まで各施設をご利用していただいた場合、町民皆様の税金で維持管理をしております。ただ、その時に利用される方、利用されない方では不公平じゃないか。であれば利用される方には応分の負担をお願いをするということで今回の使用料の料金を改定をさせていただいたところです。またもう一つ、利用されない方からもっと上げた方がいいんじゃないかというご質問があれば、それはやっぱり真摯に受けとめて、今後、応分の負担というのがもう少し上がってもいいのかというのは、その時に判断をしてみたいというふうに考えます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

確かに利用されない人というふうになってます。利用されない人、この利用されない人の意見というのは特に聞いてないわけですよ。町がそういうふう判断をしてるわ

けですよね。例えば私はグラウンドを利用します。でも体育館は利用しません。体育館を利用して人は、僕は体育館使わないんで体育館の料金とっていいじゃないかというふうな話になってるわけですよね。そういう形ですよね。私は利用しないから。でもこれ、お互いさまではないですか。この間も239団体に呼びかけて多くの代表の方が来られてました。私も一部代表なんで行きました。そこには代表ですから多くの部員の方がいらっしゃるんです。お互い違う施設を利用して。公民館使わないけどグラウンド使う、体育館使わないけど公民館使う、これお互いさまじゃないですか。それをあたかも利用されない人が負担が公平になってないというふうな形で言うと、やっぱり明らかに利用料金を上げたいがための理由じゃないですか。そういう意見、聞いてないんですよ、実際。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

そういうことではなくて、やはり施設にしてもグラウンドにしても、使う方と使わない方がいらっしゃいます。さっき言ったように使う方はそこでなんらかいろいろなことが起こるわけです。それに対して当然維持管理をします、町で全て。でも、その一部だけでもご負担いただけないかなという、これお願いでございます。そういう意味で今回のご提案をさせていただいたわけでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

やっぱり、冒頭の教育、学習、公民館の利用だとかスポーツというのは教育なんだというところの理解をもうちょっとしていただきたいというふうに思います。それで次に移りたいと思いますけども、それこそ、こうした調査した中身が具体的にわからないと、説明の中では長与町の財政が非常に厳しいんだと、だからいろんな形でお金を負担してもらおうですよというところが、長与町の財政の分析だとか、施設に係る費用の調査、施設の利用してる状況、どれだけを自主財源として負担をしてもらうかという部分というのは、何か示していただける根拠、もう数字は言わなくていいです、ここで数字1つ1つ言ったらもう時間ないですから、そういう根拠になるものはお作りになったんですか。伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

昨年5月の部長会で料金改定の決定した後に、施設の維持管理等につきましての調査を行っています。各所管のです。その調査の結果に基づきまして使用料の料金の検討をしていったところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ぜひ後で資料としていただきたいというふうに思います。それと負担の公平性の問題では、議会報告会でも出たんですけども、下水道処理場用地の借用の件、リトルリーグが利用してるというふうに、これは悪意はありませんので。あくまでもこういう施設を利用してるといふことで、ここの負担の公平性の考え方、問題はないのか伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

浄化センターにあります空き用地を野球の方が使っているというふうなことでございますが、これにつきましては浄化センターの建設用地というふうなことで国の補助を受けまして取得した用地でございますので、その分につきましては使用料を取ることはできませんので、そこにつきましては使用料を取らずに使用していただくというふうなことになるかと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

質問の趣旨がね、その用地があるのはわかりますよ、処理場の用地だということ。ただ、ここは専用グラウンドみたいな形で使ってますでしょ。そこが負担の公平性の問題がないのかということなんです、どうなんですか。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩します。

（休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開します。

濱下水道課長。

○下水道課長（濱伸二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。あそこは下水道用地で、処理場空き用地で行ってます。それで専用グラウンドではありません。あくまでも利用される団体の借用を出していただいて、それで許可を出して貸し出しを行ってるという形で行っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうすると誰もが使えるという形でいいんですかね、そういう形で。しかし借用方法

というのは皆知らないでしょう、誰も。いろんな施設を利用してる人たちは。そういうのも公にすべきじゃないですか、ある施設を公平に使うというふうな考え方によると。それをちょっとお伺いしたいのと、後、同じような考えなんですけども、昨日も同僚議員からちょっと出てましたけども、地域に大きな公園を持ってるところ、これも悪意はないんで、ただ自治会名を挙げますけども、本川内にはダムの用地、空き地があります。サニータウンには大きな公園があります。緑ヶ丘にも大きなソフトボールもできそうなグラウンドがある。下りていくとソフトボールはできないかもしれんけども高田越にも広いグラウンド、公園がある。道の尾にも、それこそ浄水場、下水道処理場の跡地でしたか、あそこに公園があるということで、こういう公園は、結果的に言えば地域の人たちは自由に使えるわけです。ソフトボールしようが、グラウンドゴルフをしようが。じゃあ、これもない自治会はどうするのかと。やっぱり問題になってるわけです。自分たちは天満宮を使わんばいかんと、天満宮しか近くにない。これも負担の公平性からするとどうなのか。公平なやり方ですか、これが。ここもさっき言うように自由に使っていますよというふうに言われます。同僚議員からこれは町が仲介して、こうやって貸したらどうですかというふうに言われてましたけども、私それ不可能だと思います。公園なんて誰がいつ使っても自由なわけですから、こういう公園が取り合いになりますよ。極端に言えば朝早くから場所とって一日使っても文句は誰も言えないでしょう。公園を利用するのに。これもやっぱり公平じゃないんじゃないですか。公園を持たない自治会が近くにあるグラウンドを使うことによって、そういう負担なしに同じような運動ができた。でも今度から、そこにはいくら減免があっても負担が出てくると。これ公平性ではないと思うんですけどもいかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

木島水道局長。

○水道局長（木島英利君）

お答えします。下水道浄化センター用地につきましては、貸し出しを目的とした用地ではありませんものですから、そういう貸し出しを推進してるようなことを行っておりません。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

広場があるかグラウンドがあるかということですけども、こればかりは、その地域特性、そこにそれだけの用地があるところがあれば。ですからそこが公平でないと言われても、新興住宅辺りというのは一定公園を、開発等になれば3%公園を確保しなさいとかそういうふうな条件があって、そこに当然、公園等々を造っていきます。それを全て旧来の自治会あたりではそういう用地さえもございません。そこで公平かと言われると、ちょっとそれはどうしようもないところもあります。ですから我々としましては、

むしろ近隣の自治会とコミュニケーションをとって今日使わせてくれんかなとか、そういうふうな方法を考えていただいて、地域でもっとまとまっていけるんじゃないかなという思いもあります。ここはうちの自治会の公園だから使わせんとかですよ、そうおっしゃる方はたぶんいらっしゃらないと思いますので、近隣の自治会同士、交流を深めていただいて、皆さんでお互い使う時、使わない時、そういうのをちょっとお話し合いをしていただいて、コミュニケーションの醸成の場にもなっていたらいいかと思えます。物理的に無理なところがあるものですから、それを公平か公平でないかと言われても、そこについては何とも答えようがございません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

だから元に戻しなさいと言ってるわけです。天満宮公園が自由に使えるとなれば、そういう問題は出てこないわけでしょう。だから元に戻してほしいという声があるわけです。自治会同士が話し合って、あなたいいですよってなっても、よそから、今日ソフトボールしたいと行って来てすれば、何もそこを排除することできないでしょう。できないでしょう公園ですから、誰が使おうと自由ですから。市外の人 came たら自由ですから。そういう問題が起きますよって私は言ってるわけです。今度からこういう有料化すると、自分たちはそのグラウンド使っていたけど使えなくなった、じゃあ、あそこの公園に行こう、あそこの公園が広いよと。そういう問題が公平性かと、公平じゃないわけです。まさに公平じゃない。だから元に戻せば、その部分が解消できるじゃないですかと私は言ってるわけです。全くそこだけ本当に理解していただけてないというところが残念です。それでもう時間もあれなんで、資源配分の適正化、次長も言われてました無料だと使わない施設の借用手続を長時間してしまうということで過去3年間で団体数、これ延べじゃなくて、で、時間数を説明していただきたい、件数を教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

申しわけありません。その資料については作成をしておりません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

利用されてない声というのもよくわかりません。長時間使うという人がいますと、問題ですよと言いながら数はわかりません。まさにあなたたちがこの提案した中身とは何が本当なのか全くわからない。この財源の問題もそうです。実際本当にするならば、かかった費用、かかっている費用、いろいろ出したというけど本来ならば、じゃあここのグラ

ウンドはこうした形でこれぐらいとりまじょうと、これは議会報告会でも出てます。例えばふれあい広場と天満宮グラウンドがなぜ同じ値段かと。私もこの間天満宮グラウンド利用させていただきました。天気がよくてその前まで雨降ってなかったですけど、ちょっと降り出しましたけども、天満宮グラウンドの奥の方は今だに湿気があってボールが転がっていくと泥だらけになります。グラウンドも波打ってます。これがふれあい広場と同じ料金なのかと。これが適正かというふうな意見が出てます。まさにその辺十分調査してないんですよ。そういう数値を十分出してないんです。にもかかわらず負担の公平性だと。資源の配分の適正化だと。こういう声がありますよと言いながら、その数字も全く示せない。町長いかがですか。こういう状況で更にこの問題を進めますか。いろんな問題があります、まだまだ。どうですか、町長、撤回すべきじゃないですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

そういうことでもありますので、施設使用料はどここの施設を対象にしてもらいたい、グラウンドもこういうグラウンドを対象にしてもらいたいということできちんとした説明とグラウンド名等を提示をしまして、そしてそれに対して減免率はこうですよと、こういう対象の方々にはこういう減免ですよとご説明をさせていただいております。ただ、私もちょっと反省しないといけないのは、そういったものを皆さん方にもうちょっときちんとお示しする時間、そのあたりが少し混乱させてしまったものがあったのかなということがございますけれども、基本的には議員におかれましては、ずっとこの使用料につきましては行政改革大綱の中でもご説明をしてきましたし、それもかなり以前からしてきております。もともとこれが始まったのが、町村合併の時から地主財源でやっていくためにはどうしたらいいだろうかということで、合併せずに町で生き残っていくためにはどうしたらいいだろうかということからスタートして、議員各位にもその辺りはずっとお知らせし、話をさせてきていただいているわけがございます。今回も議員にはこういったものについても揉んでいただきまして、そして提案をさせていただいたわけです。我々はこういう形で提案した方が1番皆さん方の本音も聞けるし意見の集約ができないだろうかというようなことで、こういった状況でやってきておるわけがございます。先ほど言いましたように、なぜ、ここの公園があれなのかということが出ましたけども、公園とかあるいは地元の公民館、地元の使ってる分については、これはもう無料でやってるわけですので、そういったもので、この部分についてはお金がかかりますよということをお示ししているというところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私が言ってるのは議会で揉んでもらった、確かに議会で賛成多数で決まりました。し

かし揉む内容は全く不明瞭。何も数値が出てこない。そういうままね。やっぱりこれ聞けば、住民の皆さんまた更に何でこんなのを決めたのかというふうにお怒りになりますよ。だから一旦そういう調査をしたいと、また、そういういろんな十分調査して皆さんが納得できるような数値を出して、もう一回提案すればいいじゃないですか。その前に元に戻すべきだというふうに思います。また町長答弁長くなりそうなので、私はそう思います。自主財源の確保のところでお伺いしたいと思います。その前に、これはもう全体、負担の公平性の問題にもかかるかと思いますが、議会の委員会の中で他自治体の状況も調べたというふうな話を聞きました。私の委員会では聞いてないんですけども、町長も大体聞いてらっしゃいますか他自治体の状況を。総務部長が、これは委員会の時だったのか提案理由の説明で言われてるのが5月からずっと調査してきたと、7か月掛けたと。最終的には政策調整会議の議決を経て議案の提案となったという意味では町長も当然この政策調整会議出てらっしゃると思いますんで、こういう他の自治会の状況をお聞きなつたんですか。そこだけ答えていただけますか。他の自治体です。いわゆる長崎市だとか時津町だとか、そういう状況を聞いたのかお伺いしたいと思うんです。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

大村の例だけを聞いております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

じゃあ職員にお聞きします。時津の状況は調査されてますか。知っていれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

時津の状況でございますが、会議室の大ホール等が1時間648円の所と1,080円、1,620円の所があります。ちょっと広さがわかりかねますが。それと研修室等につきましては227円から338円となっております。体育館ですけれども小中学校全面で432円、B&Gが全面で432円です。他に体育館になりますけれども小中学校半面で216円、B&Gも216円です。あと運動場につきましては町民は無料というふうなことになっております。ナイター使用料が1面3,240円よろしいですか。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私も時津町確認しました。この問題が出て、やはり議案審査の前にこういう状況を聞

くべきだったかなと。今、数字をずっと述べられました。そこまでしか調べてないのかなというふうに、ちょっと感じてはいるんですけども、時津町の場合は団体登録をすれば長与町と同じ無料です。室料はとってません。すべて電気代というような形です。これご存じなかったですか。それで団体登録は理由があります。町民の在住7割以上の団体でチームをつくる人は団体登録すれば無料です。町内に事業所がある、そこで勤めている人たちもちゃんと団体登録すれば無料になる。実はもう一つ、自治会が認めたチームも基本的に無料です。ナイター代もとってません、時津は。こういう実態なんです。やはり、もっとそういうところまで十分調査すべきじゃないですか。ここで比較されると、今まで長与町が無料だったのが、時津町の方が結局、使用料が結構ありました。でもその中でこういうふうな条件をつければ無料ですよと。こういうふうな形の状況なんです、これはもう調べてもらっても構いませんけど。そうですね。わかりますか。何かありますか。あるなら簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

こちらが調べました時津町の減免規定につきましては、少年スポーツ団体ということで登録している場合においては大会練習等が100%免除、体育協会に加入してる単位協会については主催行事が100%免除というふうなことで調べた結果が出ております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私も職員の方に直接聞きに行って自治会が認めたチームならば練習でも何でも無料と。なおかつナイターもとらないと、いわゆるグラウンド料は取らない。ナイター代しか取らない。ナイター代が徴収されてナイターもとらないと。まさに先ほど冒頭言いましたこの社会教育法、この立場、憲法の立場に立って、その利用する学習する、学ぶ場所を提供してるわけです。時津の職員の方が言われました。団体登録はなぜ団体登録して無料なんですかと。公民館の部屋が空かないように年間登録をしてもらえれば無料になります。いかに使ってもらおうかという姿勢なんです。ここを学ぶべきじゃないですか。いかがですか町長。町長にお伺いしてます。撤回したらどうですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も十分それは考えております。町民の方々には十分その辺りはおわかりになっていただいていると思いますし、そして、やはり各町それぞれやっぱりやり方とかいろいろなことをあると思うんです。進んでる部分も進んでない部分も、私たちはこういう形をすることによりまして、次の方、その時代に気持ちよく、そして、その施設が長寿命化して

やっつけていけるように、今我々が少しの負担でも出していただいて次にこれを繋げていくと、そして良い施設を残していくと、そういった形でいえば私は非常にこの教育とか、そういった生涯教育とか含めて、やはりこういったものを先駆的に取り上げていって、やっぱり良い形で次に残していくと、こういったことも私は一つの取り組みとしては大事なことだと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

残念ながら、全くこう相容れない所が残念であります。それで自主財源の確保の問題、ちょっと私も町民説明会の中で、町民の皆さんの説明会の中で語気を荒げたんですが、財源が厳しい、財源が厳しいという説明をするわけです。じゃあ財源が厳しくなった背景は何なのかと。町民の皆さんがこういう公共施設を使うからですかと。じゃないでしょ。一部、だからこういう意味では自主財源を確保しますという考えがあるのは承知します。ただ、今1,900万から減免措置で800万になる。800万の自主財源が確保できないと。確保できないと長与町がそれこそ歳入不足になるとか、歳出超過になるとか、そういう状況じゃないでしょ。そこを簡潔に答えてください。そういう状況じゃないでしょ。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今年の29年度の予算の提案理由にもありますように経常経費、まず5%シーリングをかけました。それから減債基金、財政調整基金の取り崩し、約9億っております。120億の予算規模でこれほどやってるということは、早いうちに自主財源の確保、それから先ほどあつてましたように、ふるさと納税。あの趣旨については全く万々歳で賛成するつもりはないんですけども、ふるさと納税によって財源を確保していこうというのも一つの方法であるということ。それから、これで苦しくなったんじゃないだろうとおっしゃるように大型事業もしております。当然、これはもう前から進めていくものであつて吉田町長になったから止めたとかいうふうにはできる代物ではございません。できるだけ早く終わらせて、他のものに回せるようにということで、今、財政所管の方も一生懸命考えております。ですから、これがどうこうっていうことではございません。それから、教育に対してはという話もあつておりますけども、義務教育の中においても教材費等々は保護者の負担をいただくことはあるかと思っております。我々が今これを一定の受益者負担というのも、その使わない人と使っている人、すべての皆さんの税金で運営しているわけです。そういうことを理解いただいて、昨年12月に町議会で町民無料を見直そうということで、議決いただいたんじゃないかと私は思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

財源が厳しくなった背景には先ほど言われた大型事業だとか、私たちはそれをずっと指摘してきました。数年前は西彼町に大型ごみ処理場をつくるということで建設費を出して土地を購入して、道路事業費に何年もかけて支払わなければならない。随分指摘してやっと短縮したという経過があります。その時も数千万の財源を損失してるわけです。この橋も住民の皆さんにもぜひわかっていたいただきたい。46億かかっている。1キロ300メートル、橋、道路、西高田線。これ1メートルに換算すると350万です。1メートル道路つくるのに。こういう道路を住民の皆さんは望んでないです。こういうことをすることによって財源が不足してるわけです。決して住民の皆さんのせいではない。じゃ、この財源の不足、町長にお伺いしたいと思います。先ほど議会の議決もあったと。当然、議会の議決も責任があるでしょう。それなら、このわずか800万の財源、私たちの歳費を削って捻出しようではありませんか。そうすると負担を求めなくていいわけです。どうですか町長。考えありませんか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今いろいろ議論をして、今回も12月議会からずっとやってるわけでありまして、今、河野議員が言ったのと、ちょっと議論のすり合わせが違うんじゃないかなというふうに思っております。そしてまた、財源の話先ほどしましたけども長与町は財源で困っているわけではございません。ただ、今、大型事業等々はやってますけども、この大型事業はいずれ税金として戻ってきます。私たちは、今お金がかかっているということで我慢していろいろやってますけども、これはいずれまた住民の皆さん方に還元できる税金として求めていきたいと思っておりますし、今回の使用料値上げにつきましても皆さん方としっかり討論して、そして町民の方から、利用されてる方から少しいただこうじゃないかということで、ご理解をいただいてやってきたものでございますので、ちょっとまたその討論の意義が違うのではないかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

財源のそういう不足を招いたのは町の政治と私たちの議会の議決ですよ。その責任をとろうじゃないかと。自主財源で800万、町民の皆さんにお願いするんじゃなくて、私たちの歳費削って800万つくり出そうじゃないですか。財源が厳しい、自主財源をつくらばいかん。800万円これ予算措置をする。800万足らんなら、私達、歳費削ってつくりましょうよ。負担求めなくていいんじゃないですか。いやいや財源の不足をつくらうとしてるのは、町の政治のせいなんです。住民の皆さんに負担求めるんじゃ

なくて、私たちが責任とりましょうよ。どうですか町長。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時25分まで休憩いたします。

（休憩 15時11分～15時25分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。本日最後の一般質問となります。

通告順10、中村美穂議員の①長与南小学校給食共同調理場の職場環境について、②町の情報発信についての質問を同時に許します。

2番、中村美穂議員。

○2番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。本日最後の質問になりますが、最後までおつき合いますようお願いいたします。それでは私は2つ質問を用意しておりますので、まず第1点目、長与南小学校給食共同調理場の職場環境について。子供たちの食の安全、アレルギー対応等細心の注意を払いながら給食調理員の方々は勤務をされております。調理をする際には、重い食材を運んだり、調理自体もかなりの重労働だと思われま。異物の混入を防ぐため、夏の暑い中も小さな目の網戸で風も通らない環境で調理をするため、昨年の夏は熱中症で救急搬送された方もいると聞きました。そこで職場環境を改善すべきではないかと思ひ、次の点についてお伺いします。（1）エアコンの設置等、何か計画されていることがあるかどうかお伺いします。2番目、冷水器を配備される予定はあるのかお伺いします。3番目、給食の調理を民間委託される予定があるのかお伺いします。4点目、給食調理員の処遇改善についてお伺いします。

大きな2番目の質問といたしまして、町の情報発信についてです。本町は、情報発信の方法として広報紙、広報ながよやポスター、自治会回覧、チラシ、ホームページ、LINE、防災無線等いろいろございますが、広報紙や回覧は自治会未加入世帯には情報入手が難しいと思われま。他の自治体では、テレビのデータ放送を利用して情報発信をしているところがあります。テレビは普及率も高く利用しやすいと思われま。そこで、次の点についてお伺いします。1点目、テレビのデータ放送を利用した情報発信について検討されたことがあるのかお伺いします。2点目、現在の情報発信方法以外で、他に何か検討されているものがあるのかどうかお伺いします。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日最後の質問者であります中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。1番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答させていただきます。私の方からは2番のご質問にお答えをいたします。2番目1点目のテレビデータ放送を利用した情報発信というご質問でございますけれども、テレビのデータ

放送を利用した情報発信は、県内では長崎放送株式会社と株式会社長崎ケーブルメディアが実施をしております。現在、本町では無料で情報発信ができます株式会社長崎ケーブルメディアのデータ放送を活用し、情報発信を行っておるところでございます。

2点目の現在の情報発信方法以外の検討のご質問でございますけれども、本町では、ご案内のとおり、広報ながよや自治会回覧、ホームページ、SNS、防災無線などを活用し、行政情報の提供を行っております。従来はFacebookとtwitterでの情報提供は、町の行事などの配信が主なものでしたが、3月からは防災情報を発信しております。現在複数のツールで情報発信をしておりますけれども、まずはその情報発信の内容を充実させ、住民の皆様へきめ細やかな情報提供をできるように考えております。SNSを含めた情報発信のあり方もますます進化をしております、今後の情報発信の方法につきましても、注視をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

私の方から1番目1点目の質問にお答えいたします。現在、長与南小給食共同調理場では毎日2,100食程度の給食を調理しております。調理場の環境につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき保健所や食品衛生協会の指導を受け、予算の範囲内で改善を進めているところでございます。振興計画において、給食の供給に支障をきたす調理器具の交換を優先して行っているため、今後は快適な職場環境づくりを進めてまいりたいと考えております。2点目の質問でございますが、熱中症対策として冷水器の設置を平成29年度一般会計当初予算でお願いをしているところでございます。3点目のご質問でございますが、現在長与町は、単独校4校、共同調理場1校の施設で、町内の小中学校の給食を賄っており、給食調理員はすべて管理公社への委託を行っております。給食は学校教育活動の一環として実施されており、施設や調理器具の維持管理、食材料の購入、栄養教諭による献立の作成など、児童生徒が安全に給食を食べることができるように、効率的、効果的に行っております。現在のところ民間委託の予定はありませんが、今後も適切な方法により運営の合理化を推進するように努めていきたいと考えております。4点目の質問でございますが、給食調理員につきましては、現在、公共施設等管理公社へ委託しており、調理員の待遇改善に向けて管理公社と協議しております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは再質問をさせていただきたいと思っております。給食調理員の方々は、冬は重ね着をしてカイロを貼って、寒さを凌いで仕事をされているとお聞きしました。しかし、夏は猛暑の中、風も通らない場所での調理は、これは先ほどおっしゃった保健所からの指

導ということで、町がわざと暑くしているということではないことは存じておりますけれど、風も通らない場所での調理は、熱中症になる方が出るほどの環境の中の作業であると聞いております。室内全体のクーラーは高額であるため、なかなか設置要望をしても難しいのではないかと思います。スポットクーラーと言って、もう所管の方はご存じかと思うんですけれども、一瞬体温を冷やすといえますか、そういうものもあるようでございますので、そういうスポットクーラーの設置などはできないのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

スポットクーラーにつきましては、現在、共同調理場の方と話をしております。現在使っているスポットクーラー等について何かしらの修繕等を加えて、さらに冷えをよくするとかそういうふうなことができないかということについて、検討を重ねている段階でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

この質問をするに至って、ぜひ夏の作業をしているところで見に来てもらいたい。という声を何人からもいただきました。しかしながら、衛生問題上、担当課また町長も視察に行かれたとお伺いしておりますけれども、そういった作業中には視察ができない。しかし実際は、この働いてる方々ですけれども、熱中症というのは、大げさではないと思うんですけれども、命を落とすかもしれませんよね。働いている方の多くというのは、子供の休みと合わせられるということ。また、町内で勤務できるということがこの仕事を選ばれた大きな理由だというふうにも聞いております。一人一人、どの仕事でも大切な方々なわけなんですけれども、そういう大切な方々を熱中症にならないようにするために、先ほど検討されてると、スポットクーラーについては、もちろんもっと冷えがよくなるようにというお答えをいただきましたけれども、この熱中症に対して、それ以外に、冷水器は先ほど設置ということでもいただきましたけれども、他に何か改善策があるのか、検討されてることがあるのかをお聞きします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

まだ、来年度なんですけれども、調理員が着られている作業着、そちらについて少し涼しくなるような改良が加えることができるような物の購入を検討している段階です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

今、作業着を検討されていると聞きましたので、少しでもそういった改良を。担当の方はもういろいろヒアリングもされて、いろんなことを私以上にお聞きになっていると思うんですけども、お願いしたいと思っているところがございますが、冷水器の方は設置がもし難しいということだったら、もっと民間の安いものにとというような提案をしようかと思いましたが、設置をしていただけないということ、これは調理場の中ですよね。お聞きしましたのが、暑い中に、今の状態でいきますと冷水器がなくて、廊下に出て自分の家から持ってきた水筒を飲む。でも作業がとても忙しいからそのようなことをせず、我慢我慢して、そうやってやっていると聞きましたので、冷水器設置を今回29年度予算で要望されてるということでございますので、非常にありがたいかなと思っております。こういった質問をする際に、私は給食の調理を民間委託している自治体があると、もちろん町の方もわかってらっしゃると思うんですけど、私は決して民間委託を進める趣旨でこの質問をしているのではありませんけれども、共同調理場が建設されて29年経過しているようです。鉄筋コンクリート造りですから50年ぐらいは何とかその場所で維持されているものかなと思っておりますが、公共施設等総合管理計画を策定されようとしておりますけれども、働く環境の整備を進めるには、民間に、この給食を作るということを民間委託されている自治体があるのは、そういう財源等の面もあるのかと思っております。そこで検討はされていないという町の方にお聞きするのはどうかと思うんですが、民間委託した場合のメリット、デメリット、そういったことが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

まず、先ほどからご質問いただきました職場の環境改善なんですけども、空調の関係もちよっと修理をしたり、冷水器を設置したりということで、少しずつ職場の環境をよくしようということでがんばっているんですけども、それともう1つ、新年度、29年度予算の方でなんですけども、オープンの取替えをさせていただくということで、今現在のオープンが最初の設置当時のオープンでございまして、かなりオープン関係が焼きむらができたりということで、2度焼きをしたりということでかなり時間を費やしているということでございますので、まずそれを替えるということで、まず環境をよくする。スピーディーにできるということであれば、その暑い中、寒い中、ずっと長時間立たなくても済むようになりますので、そういうものの関係も新年度予算でお願いして、環境を良くしていこうと考えております。それと民間委託ですね。正直申し上げて民間委託すると私どもは楽な感じが大変するんですけども、やはり子供たちにおいしい食事を提供するには今のお母さんたちというとちよっと失礼な言い方になりますけども、手作りの感覚でおいしいものを子供たちに提供するというのが、私どもは良いというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私も町長の施政方針の中で、スチームコンベクションオーブンの取替えというのがありましたので、これはどういったものなのかをご質問しようかと思っておりましたけども、今よりも格段に性能がよくて、作業効率が上がるというようなことで理解をしたいと思っておりますが、そこで民間委託については、私もデメリットと委託する点というのには確かに、楽になるという言い方はおかしいかもしれませんが、そういう職場環境を整えたりとかそういう費用の面では、町は負担がなくなるのではないかとこの点はございます。私なりに考えたデメリットというのは、やはり利潤の追求、もしかしたら民間委託された方が、職員の給与は上がるのかもしれませんが、その分何かを差し引いていくとなれば、材料費だったりとか、今はかなりよいものを子供たちは食べさせていただいているんじゃないかなと思っておりますので、そういった面でも私も今回の質問にあたりいろいろ調べてみましたけれども、今、町が行っているこのままのやり方でやっていって欲しいなというのは、私の思いではございます。そこで、給食のメニューでございますけれども、栄養、季節、地元や県産品を使っての献立等を研究されていて、私も給食試食会、何度か行かせていただいたことございますが、とてもおいしいと思います。アレルギー対応等、現場では細心の注意を払って、時間内に配食しなければなりません。そこで、いろいろな思いがあって栄養士の先生は考えられてると思うんですけど、献立をつくる際に作業効率、こういったものも先ほどのオーブンが取替えになるというところで改善はされるのかと思うんですが、作業効率なども当然加味されてるのではないかとこの点ではございますが、そこについてお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

作業効率という部分では、毎日の給食を調理するにあたって、給食調理場の中での動線、この動きをするというのをいろんな赤ペン、青ペン、すべて指し示した上で作業がなされています。それは効率を上げるとともに、衛生上土足で入れる所とそうでない所であるとか、帽子をかぶっている所とそうではない所とか、いろんな区分けのところもまたがらないような衛生基準に合致するようなども含めて、相当に考えられて行われていると理解しています。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

わかりました。そういったことも恐らく考えられて給食のメニューを作っていたいただいているのかと思うんですけども、いろいろな要望、アレルギー対応、そういったこと

を加味しながら栄養士の先生も非常に大変な作業かと推察しております。その流れで、今回、この職員の方々、パートの方々も含め管理公社の職員であることは私も理解をしておりますが、お仕事というのはかなり重労働であったりきつい仕事であっても、給与面で少しずつでも改善されるといいですか、そこで頑張りがいがあるというんですかね、そういうことが働きがいというところではあると思います。先ほども管理公社の方と検討していくということで教育長から前向きな答弁をいただきましたのですが、今後についてもそういった形で処遇改善を期待しますが、再度ご答弁いただけますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

教育長の答弁でもございましたように、管理公社の方をお願いをしてみたいと思っております。内容的なものはどうしても最終的には、賃金の方になるうかと思えます。今回また、最低賃金等も上がっておりますので、そういうものも含めて管理公社の方をお願いをしておりますし、今までの職員の方に対しても私どもの給料が落ちたときに同じような形で止まった部分がございますので、そういうものも今後は上げていただけるような形でお願いをしてみたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。もう1点、冬に限ってのことなのかもわかりませんが、人材というのはもちろん欠員がなければ募集はかけられないというのが、どの会社等職場でも当然のこととは推察しますが、欠員になってなかなか新しい方が決まらなかったりとか、私も広報ながよ等で募集の呼びかけをされていることも認識をしております。インフルエンザ等がはやりますといろんな単独校に出張とか足りない人数の中で、ますますそういったことで苦慮をされているというふう聞いておりますけれども、定数とかそういった問題については、ここでご質問していいのかわかりませんが、そういうこれから滞りない人材の確保といいますか、そういったことについて何か改善策があるのかどうか、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

調理員は先ほど言われるみたいに、風邪、インフルエンザにかからないようにとか、ノロ関係で2枚貝を食べないとか、いろんなご苦勞されてるのは重々私どもも分かっております。議員おっしゃるように広報とか、ホームページ上でも募集をかけさせていただいているんですけども、議員ご指摘のように重労働で暑いし、寒いしというものがあるものですから、なかなかこちらの方に募集の方に上がってこないというのが、今現状

なんですけども、そういうものに関して、今後も今いらっしゃる調理員の方にもどなたかいらっしゃるのかということで、そういう形で募集を広げて、いろんな病気等にかかれたときに、すぐにアフターがきくような形の配置を今後もお願いしてまいりたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

ありがとうございます。私も先ほど2枚貝とおっしゃいましたが、休憩時間には牡蠣も食べたいねという話をされるようなこともおっしゃってましたけれども、今この仕事に従事してるからには、やはりそういったものもありますし、確かにできるだけ病気になるないように、人混みに行かないようにするとか、いろいろ休日であっても怪我をしたら調理に携われなくなるからということとか、いろいろもう本当に注意されて生活もされてると聞いております。働きやすい職場環境、長与で子供を育てて、子供たちがおいしく安全な給食をこれからも作り続けていただくために、町としてもできる限り職場環境の改善を要望しますが、今一度、ここで町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、お話いろいろありまして、私も先ほど議員がおっしゃったように調理場を見に行かせていただきました。本当にすごい2,000人とか3,000人の食事ですので、大変だろうと思うし、調理を作る方々も、生徒さんだけではなくて、自分の健康管理というのが、これは大変だなと思って帰ってきたわけなんですよ。それで今回、教育委員会からのいろんな要望についても私も実際見ておりましたし、そういった面では、できる限り、なせる範囲でやっていこうという気持ちになっております。それとそこに働く方の職場の改善というのもありますし、そのあたりも踏まえて、今中村議員がおっしゃったように、長与町がそういったものに対しても非常に気遣いしながら健康面を考えてるというふうな形の調整を今後もやらせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

今、町は高田南土地区画整理事業、西高田線等大規模な事業を抱えておりますけれども、給食調理員の方々が安心して仕事に従事することができるよう今後も職場環境の改善に努めていただきたいと思っております。今回質問するにあたって非常に給食調理員の方々が、自分たちの声を議会に届けてもらえるということで、私に非常に期待しておりますけれど、質問したからといってなかなか改善するような力は私にはないわけなんですけれども、ここでやはり町も優先順位というか、限られた予算の中でいろいろされるとい

うことはもう十分認識しておりますけれども、そういう食の安全ですね、子供たちの命を守る。また、何も起こらないから、今何も起こってないから問題になっておりませんが、それをいつも安全に給食を作っていたらということをもたまたま真摯に肝に銘じていただいて、是非今後も職場環境の改善に努めていただきたいと思います。

では次の2つ目の質問に移ります。町の情報発信について先ほどお答えをいただきましたけれども、テレビのデータ放送、これを利用してということで、1か所、2つの放送局がされていて、1つは無料であると。1つその放送局の名前は言わない方がいいと思いますので、その有料の放送局の年間の経費がどれくらいかかるのか。お分かりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

平成28年度で71万2,800円の利用料が必要となっております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

年間70万って、やはりかなり経費がかかるなと思いました。私は、無料の方の分は調べてはいるのですが、こちらの有料のテレビのデータ放送を利用している自治体というのは長崎市、松浦市、諫早市、西海市、東彼杵町、佐々町、川棚町が現在、自治体のデータ放送というのを利用しているようでございます。私の家も当然長与町でございまして、テレビでリアルタイムで見ることができなかったんですけども、いろいろ調べましたところ、割と簡単に利用できるものなのかなと思って、今回、この質問をさせていただきましたが、このデータ放送のメリット、またデメリットが分かれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

メリットにつきましては、議員ご指摘のとおりテレビの設置保有者が多いということと、情報が迅速に伝えられるということが挙げられるかと思っております。デメリットといたしましては、先ほど申し上げましたけれども、単年度で70万ぐらいの利用料がかかるということと、あとこちらの方で長崎市が市政モニターアンケートというのをされておまして、こちらが140人からアンケートをとった調査結果になるんですけども、まず、140人のうちで市政情報が掲載されていることを知っているかという問いに対して、43名の方が掲載されているのをご存じでした。それでこの情報をどのくらいの頻度で見ているかということにつきまして、毎日見ている方が1名、1週間に1回が16名、1か月に1回が5名、2、3か月に1回が9名、その他が4名ということで、合

計で24.8%の方が利用されているということで、その中でまた20代から50代以上の方の認知度が低いという数値が出ております。データ放送については、とても有効な手段であると思いますけれども、導入する場合は、認知度を上げて活用できるようにすることがまず課題になってくるかと思えます。それと地デジデータのデータ放送開始当初に比べると携帯電話やスマートフォン等の普及により利用者数もちょっと伸び悩んでいる状況にあるかと思えます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

わかりました。確かに利用者数が最初から少ないのに導入というのは難しいのかなと思うんですけど、この市政モニターアンケートというのはあくまでアンケートであるので、どれくらいの方がこういうことを試みたら利用されるのかなと思うところではあるんですけども、ただ私は、今、広報ながよ、これは非常に内容が充実していて、毎月すばらしいなと思って拝見をさせていただいているところなんですけれども、自治会加入世帯には毎月配付をされますけれども、今現在、自治会加入率は70%程度。私も自治会の役員ではございますが、非常に増やす努力、減らさない努力というのは、日々しておりますけれども、なかなか難しいところがあります。町といたしましても、自治会加入促進に対する会議やのぼり旗、それから横断幕等でいろいろな形で、自治会加入促進に対しては、ご支援をいただいていると思っておりますけれども、実際に自治会未加入の方が役場とか公共施設にこの広報ながよ等置いてらっしゃると思うんですけども、そういう方は受け取りに来る方が少ないのではないかと感じておりますが、現状はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

広報については、ホームページの方で公開して、議員おっしゃるとおり各公共施設のほうに設置はしております。実際どれくらい取りに来たかというのは、数字的に把握はしておりませんが、半分程度はなくなってるかと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

情報をお知らせ、住民に届けるというのも、町の大事な仕事の1つかと思います。もちろん、ご自宅にまで届いて、それを読むか読まれないかというのはそこまでは強制もできませんし、ただ何というんですかね。そういう今回の一般質問でもずっと話題になっておりますけれども、公共施設の使用料の周知についても広く情報が行き渡らないために間違った情報が伝わっているということもあります。現にいろいろ質問をされる中

で、それは全く違うのに話が違って認識をされる方もおられたようでございます。こうした点でも簡単に情報が得られて、例えば、詳細は広報ながよにとか、ホームページにと案内できる1つのツールとして、また、災害時、長与は恐らく大きな災害は今のところないわけなんですけれども、災害時の情報伝達の手段としては、このデータ放送等を利用するということが有効なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

先ほども申し上げましたけれども、確かに地デジのデータ放送というのは迅速性もありますし、あと作業的にも簡単ではあるんですけれども、やっぱり年間の利用料がかかると、それと使っていただくからには認知度を上げないといけませんので、そういったところをまずは研究させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。研究されるということでございますけれども、年末の可燃ごみとかの特別収集などについて、自治会の場合にはチラシを作成していただいて、それが世帯配布という形で各世帯に届くんですけれども、それでも当然入ってらっしゃる方もなかもしれませんが、今回はそういう特別収集、最後年末に別にないんですかというような問い合わせが現場にはかなりあっているというふうに聞いております。そういったことでも私は費用がかかるというのは重々わかりましたし、絶対これをやったほうがいいという趣旨ではなくて、そういうことでも例えば今年は特別収集はしませんよとピッと押してわかったりするようなものがあればいいのかなと思いましたし、スマートフォンとか、今現在タブレット、こういったものの普及からそこから情報を得られる方は多いと思いますけれども、そういう手段がない方、ある一定の年齢層、高齢の方で興味のあられる方は、皆さんスマートフォン持ってらっしゃるかもわからないですけど、どちらかというと家にいてテレビを見る時間が非常に長いというような方々についての対策はどのように考えてらっしゃいますか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

対策といいますか、まずスマートフォン、タブレット端末というのは、確かに若い世代の方はたくさん保有されております。それで保有されてない高齢者の方も、ご家族が保有してればそこで情報の共有ができるかと思えます。その中でも高齢者だけのご夫婦、そういったところにはそういった端末等はありませんので、インターネット等を介しての情報が得られません。そういったところはちょっと今後また、研究をしていきたいと

思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

パソコンで、ホームページも非常に充実しておりますので、いろいろな情報をホームページで情報公開されてますから、私としてはそういったもの、先ほど言いましたスマートフォン、タブレット、パソコン、そういうものが駆使できる人に対しては、そういう広報ながよを見る時間がなかったとしても、もちろんホームページで見ることができますし、情報を得られるのかなと思いますけども、そういったものが駆使できない方々に対しても、今後はもう少し対策をもっと講じられてはいいかと思います。また、町の情報発信について、イベントや長与のよいところを私はもっとアピールした方がいいと思うんですね。最後に町長にこの町の情報発信について、そういった意味でいいところもたくさんアピールしていくというところへの町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃるように情報というのは非常に大事だと思うんです。今後とも非常に大事になっている。その中で、マスメディアが持つ威力、テレビというのはすごくあると思うんですね。ただ、テレビの場合は広域なんです。我々が長与というこの地域の中で、そうすると少しそぐわないところあるんですけども、そこにdボタンを押して入っていけるというような部分があって、そういった改革をしていただいているんですけども、やはりまだそこまで追いついていかない部分もあると思うんですね。例えば、長与町でも百合野地区で、ご高齢者のための発信もやりましたけど、やっぱり操作が難しかったりとか、いろんなことがありますので、ただしそうは言ってもスマートフォンとかタブレットとかどんどん新しいものが出てきて、使いやすくなってきておりますので、このあたりの発信の部分につきましては、今後とも注視をして、長与町もやろうと思ったらやりたいと思ってるんですよ。例えば、コミュニティラジオも当初お話しておりましたけども、これもしたいと思っておりますが、でもやっぱり本当にこれがどうかとなると、まだまだ課題が多いということ。こういったものも含めまして、今、考えてますのは所管が一生懸命やってくれているのは、パブリシティということですね。これまた議員がおっしゃっていることとちょっと違うかもしれませんが、長与町のいろんなイベントとか催し物を積極的にメディアの方にお伝えして、できるだけ取材に来ていただくということも大事な取組ですので、そういったことも踏まえて、今後とも新しく進化していきますけれども、進化していくSNSについて、我々も研究をしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

確かに今後は研究される、SNSですね、そういったもののこれから以上に充実をすることと、それからそういったものが使えない方々への、弱者と言うんでしょうか、そういった方々にも町は情報をくまなくお届けするというので、これからも研究検討をしていただきたいと思います。以上で質問は終わりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時06分）